

墨田区災害廃棄物処理計画

令和2年6月 墨田区

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の位置付け	2
1 墨田区災害廃棄物処理計画の位置付け	2
2 発災後に策定する計画の位置付け	2
第3節 計画の対象	3
1 対象とする災害	3
2 対象とする廃棄物	3
3 災害廃棄物発生量	6
第4節 災害廃棄物処理の実施主体	9
1 各主体の役割分担に関する基本的な考え方	9
第5節 災害廃棄物処理の基本的な考え方	11
1 基本方針	11
第6節 災害廃棄物処理の流れ	12
1 災害廃棄物処理の流れ	12
2 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ	15
3 災害廃棄物処理の進め方	16
第2章 災害廃棄物対策	18
第1節 平常時	18
1 組織体制の検討	18
2 協力・支援（受援）体制の検討	23
3 道路啓開に伴うがれき処理	26
4 仮置場等の確保	28
5 地区集積所の確保	29
6 一次仮置場の確保	32
7 二次仮置場の確保	36
8 資源化物一時保管場所	36
9 最終処分	36
10 仮置場等の原状復帰	36
11 し尿処理方法の検討	37
12 生活ごみの処理方法の検討	38
13 区民への事前周知	39
第2節 初動・応急初期	40
1 初動体制の構築	41
2 がれき処理	42

3 し尿処理	52
4 ごみ処理	59
5 区民やボランティアへの周知	62
6 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携	63
7 災害廃棄物処理実施計画の作成	64
第3節 応急期	65
1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（随時）	65
2 公費解体範囲の公表	65
3 国庫補助金対応	66
4 特別区で連携した処理	66
第4節 復旧期（おおよそ3年まで）	69
1 公費解体受付準備	69
2 公費負担がれき処理	69
3 進行管理	70
4 災害廃棄物処理実施計画見直し	70
5 仮置場の原状復帰	70
6 特別区で連携した処理	70
第3章 継続的な計画の見直し	71
第1節 教育・訓練計画	71
第2節 処理計画の見直し	71
第3節 今後の取組	71

第 1 章 総則

第 1 節 目的

墨田区災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」とする）の目的は以下のとおりである。

- （１）首都直下地震をはじめとする大規模自然災害に伴い発生した災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。
- （２）平常時にあらかじめ災害廃棄物処理における課題を抽出することで、より具体的かつ実効性ある災害廃棄物処理体制を構築すること。
- （３）区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」とする）、東京二十三区清掃協議会（以下、「清掃協議会」とする）、東京都（以下、「都」とする）、協定に基づく事業者（廃棄物処理業、建設業、その他）、区民、それぞれの役割を明確にし、円滑な相互連携の実現に資すること。

第2節 計画の位置付け

1 墨田区災害廃棄物処理計画の位置付け

本計画は、東日本大震災での経験を踏まえて策定された、環境省「災害廃棄物対策指針（以下、「国指針」とする）」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部改正」及び「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正」、環境省「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」を踏まえ、墨田区地域防災計画（以下、「区地域防災計画」とする）との整合性を図り、災害に伴い発生した廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定める。

2 発災後に策定する計画の位置付け

非常災害発生後、本計画に基づき、初動対応を実施する。その後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた「墨田区災害廃棄物処理実施計画」を策定する。なお、各計画や指針との相関関係は、以下に示すとおりである。

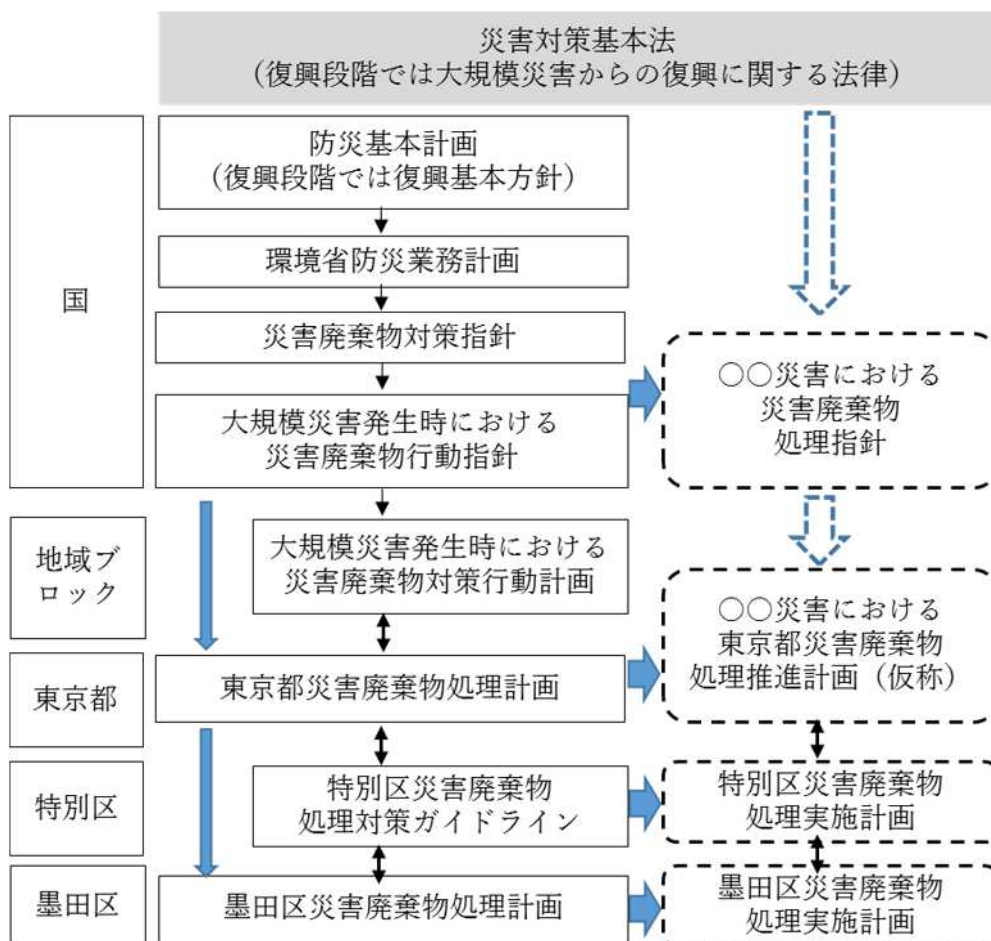


図1 墨田区災害廃棄物処理計画の位置付け

第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水などの被害を対象とする。

2 対象とする廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の通常の生活に伴い発生する廃棄物とする。

ただし、事業系廃棄物については、原則、排出者責任に基づき事業者が処理を行うこととするが、平常時において区が収集を行っている事業系一般廃棄物及びあわせて処理する産業廃棄物は、計画に含めて検討する。

表 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類		概要
一般廃棄物	災害廃棄物	・被災した住民の排出するごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く。) ・避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ) ・一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く。) ・その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ・し尿	・通常生活で排出される生活ごみ及びし尿
	事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物(避難所ごみ及び産業廃棄物を除く。)

被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。また、避難所ごみは、事業系一般廃棄物として管理者が処理すべき災害廃棄物である。

表 災害廃棄物の種類

混合物名	特徴や備考	イメージ
可燃系混合物	・繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃物が主体の混合廃棄物である。 ・重機等による粗分別では分けることができない木くずやプラスチック等が混在した廃棄物である。コンクリートがらや金属等も混在している。 ・火災防止措置を検討する必要がある。	
不燃系混合物	・不燃物が主体の混合廃棄物である。重機等による粗分別では分けることができないコンクリートがらやブロック、レンガ、土砂等が混在した廃棄物である。木くずやプラスチック等も混在している。	
木質系混合物（木くず）	・柱・張・壁材（角材・柱材）や流木等が主体の混合廃棄物である。 ・リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要である。 ・火災防止措置を検討する必要がある。	
金属系混合物	・構造物の鉄骨・鉄筋等の鋼材やアルミ材などが主体の混合廃棄物である。 ・スチール家具等が多く含まれる。	
コンクリート系混合物（コンクリートがら）	・コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずが主体の混合廃棄物である。 ・リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去、破砕等が必要である。	
土砂系混合物	・土砂災害、水害等により発生する土砂堆積物である（災害発生土）。 ・通常は、流用可能な土として取り扱われ、災害廃棄物としては取り扱われない。 ・再生資材とするためには、土のう袋を取り除く必要がある。	
廃タイヤ類	・溜まり水から蚊が発生することがあるため、シート掛け、害虫駆除等を検討する必要がある。	
廃船舶等	・災害により被害を受け使用できなくなった船舶である。 ・FRP 船（ガラス繊維強化プラスチック）等は二次仮置場で破砕等を行わない場合は処理施設に搬出する必要がある。	

混合物名	特徴や備考	イメージ
廃自動車等	・災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車である。 ・リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ・平置保管の場合、敷地が必要である。 ・盗難対策が必要である。ELV は感電に注意する。	
廃家電等	・エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビは家電リサイクル法に基づき処理する。 ・腐敗防止のため冷蔵庫内の生鮮品等は除去する。 ・品目、寸法、メーカー毎に整理が必要である。 ・ただし、破損品はリサイクル不可である。 ・その他廃家電として小型家電がある。	
処理困難物等	・漁具・漁網・鉛入りロープ類、廃石膏ボード、寝具、廃畳類、シート類、塩ビ（塩ビ管等）、水産廃棄物、食品系廃棄物、農林・畜産廃棄物（死亡獣畜・収穫米・稲わら）、光ファイバー、墓石・法名碑等、仏像・縁起物等、肥料原料、油混じり土砂等	
危険物・有害物等	・PCB 廃棄物、消火器、高圧ガスボンベ、化学物質・薬品等、医療廃棄物、廃油、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベなど	
思い出の品 貴重品等	・写真 ・他の災害廃棄物と混在しないよう取扱いに関する手順を定める。 ・また、公開方法についての検討が必要である。	
し尿	・被災施設におけるし尿（仮設トイレ、簡易トイレ及び携帯トイレ）	—
片付けごみ	・一部損壊家屋から排出される家財道具等である。	—
生活ごみ	・被災した住民の排出する生活ごみである（通常生活で排出される生活ごみは除く）。	—
避難所ごみ	・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）である。	—

出典：環境省 災害廃棄物対策情報サイト

3 災害廃棄物発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成 24 年 東京都防災会議)における被害想定に基づき区内の災害廃棄物(がれき)の発生量を試算すると、最大で約 264 万トンに上ると推計される(東京湾北部地震による)。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものである。

(1) 区地域防災計画が想定する首都直下地震

表 東京湾北部地震における地震の規模(区内)

前 提 条 件	
地震の震源地	東京湾北部
地震の規模	M7.3(震源の深さ 20km ~ 35km)

表 東京湾北部地震における地震の様相(区内)

地震の種類		東京湾北部地震				
条件	震源域		東京湾北部			
	地震の規模		M7.3（震源深さ 20 km ～ 35 km）			
	区の震度		震度 6 強（一部地域で震度 6 弱）			
	区人口		昼 262,514 人 夜 247,606 人			
	区の建物		木造 34,427 棟 非木造 23,443 棟			
	時期及び時刻		冬の夕方 18 時		冬の朝 5 時	
	風速		8m / 秒		8m / 秒	
		区	東京都	区	東京都	
人的被害	原因別	死者	665 人	9,641 人	615 人	7,649 人
		ゆれ液状化による建物倒壊	465 人	5,378 人	598 人	6,927 人
		地震火災	200 人	4,081 人	16 人	540 人
		その他	1 人	183 人	1 人	183 人
	負傷者（うち重傷者）		7,121 人 （ 1,312 人 ）	147,611 人 （21,893 人）	7,484 人 （ 1,308 人 ）	138,804 人 （18,073 人）
物的被害	原因別	建物被害（全壊）	17,657 棟	304,300 棟	10,482 棟	136,298 棟
		ゆれ液状化による建物倒壊	9,902 棟	116,224 棟	9,902 棟	116,224 棟
		地震火災	7,755 棟	188,076 棟	580 棟	20,074 棟
出火	出火件数		32 件	811 件	14 件	268 件
	焼失棟数（倒壊建物を含まない）		7,755 棟	188,076 棟	580 棟	20,074 棟
その他	滞留者		242,306 人	13,874,939 人	—	—
	帰宅困難者		79,083 人	4,714,314 人	—	—
	避難者（1 日後）		144,939 人	3,385,489 人	116,933 人	2,656,898 人

避難所生活者（1日後）	94,211 人	2,200,568 人	76,007 人	1,726,984 人
エレベーター停止台数	340 台	7,473 台	322 台	7,008 台

出典：墨田区地域防災計画（平成 24 年 4 月「首都直下地震等による東京の被害想定」より）

（２）被害想定に基づく災害廃棄物量（がれき）の発生量（推計）

発生量（重量及び体積）の推計

表 災害廃棄物（東京湾北部地震・冬の 18 時・風速 8m/s）の発生量（区内）

地震の震源地	重量（万トン）	体積（万 m ³ ）
東京湾北部地震	264.3	303

出典：〔重量〕特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づく算定

〔体積〕首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）報告書

表 災害廃棄物（東京湾北部地震・冬の 18 時・風速 8m/s）の発生量（組成種別）

東京湾北部地震	合計	組成（木造・非木造・焼失合計）				
		コンクリートがら	木くず	金属くず	その他（可燃）	その他（不燃）
重量（万トン）	264.3	191.5	17.1	13.3	4.6	37.8

特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づく算定

算出方法

次の計算式により、建物種別ごとに算出する。

$$\cdot 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量} \times (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数} / 2)$$

焼失の場合は焼失棟数のみ。

表 墨田区の被害想定結果（東京湾北部地震 冬 18 時・風速 8m/s）

建物種別	建物棟数	原因別建物全壊棟数 （ゆれ）（液状化）		焼失	原因別建物半壊棟数 （ゆれ）（液状化）	
木造	34,427	8,722	76	7,755	7,340	4,245
非木造	23,443	1,104			2,220	

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年東京都防災会議）報告書【区市町村別被害想定結果】より抜粋

表 1 棟当たりのがれき発生量と種類組成

建物 種別	発生量 (トン/棟)	1 棟当たりのがれきの種類組成 (単位:%)				
		コンクリ ートがら	木くず	金属くず	その他 (可燃)	その他 (不燃)
木造	59.1	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	623.1	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失	22.7	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

(出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン)

(3) 被害想定に基づくし尿発生量(推計)

し尿収集必要量の推計

東京湾北部地震(冬の18時・風速8m/s)を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき推計すると、316,210ℓ/日のし尿が発生する。

算出方法

次の計算式により算出する。

- ・仮設トイレ必要人数×1日平均排出量
- 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数
- 断水による仮設トイレ必要人数 = (人口 - 避難者数) × 上水道支障率 × 1/2
(上水道が支障する世帯の1/2が、仮設トイレを使用すると仮定)
- 上水道支障率は80%

表 仮設トイレ必要人数とし尿収集必要量

	総人口	一日平均 排出量	し尿収集必 要量
人口	247,606	—	—
避難者数	144,939	1.7ℓ	316,210 ℓ/日
断水による仮設トイレ必要人数	41,067		

(出典：墨田区地域防災計画、特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン)

(4) 災害時のごみ発生量 (推計)

災害時のごみ発生量の推計

災害時の生活ごみ (主に家庭ごみ) 発生量 (全体) は、約 57t/日と推計される。そのうち、東京湾北部地震 (冬の 18 時・風速 8m/s) を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき推計すると、避難所ごみ発生量 (全体) は、約 83t/日と推計される。

算出方法

次の計算式により算出する。

・人口 (人) × ごみの排出量区民 1 人・1 日平均 (実績)

第 4 節 災害廃棄物処理の実施主体

1 各主体の役割分担に関する基本的な考え方

(1) 区の役割

区は、自区域内で発生した災害廃棄物について、収集・運搬を実施し、中間処理については、清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用するなどして、特別区で連携して処理を行うものとする。また、特別区で共同処理しきれない場合は、都を窓口として、他府県での広域処理を実施する。なお、最終処分の実施については、特別区及び都と連携して実施するものとする。

(2) 特別区の役割

特別区は、各区域内で発生した災害廃棄物について、連携して収集・運搬を行うとともに、二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一次保管場所などを共同で設置し、処理を行う。

(3) 清掃一組の役割

清掃一組は、各区域内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理などの中間処理を行う。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理 (下水道投入等) を行う。

(4) 清掃協議会の役割

清掃協議会は、特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

(5) 都の役割

都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、被災区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

(6) 事業者の役割

事業者は、廃棄物の排出者であり、被災した事業場から排出される廃棄物の処理について、分別や再生利用、再資源化を行うなど、廃棄物の適正処理に努める。また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、区及び特別区が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たすように努める。廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

(7) 区民の役割

被災地域の区民は、廃棄物の排出者であり、災害廃棄物の適正な処理のために、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たすように努める。

第5節 災害廃棄物処理の基本的な考え方

1 基本方針

(1) 衛生的な処理

生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、災害廃棄物処理の優先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿について最優先としながら、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。

(2) 安全性の確保

宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において、周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底する。

(3) 分別・再生利用の推進

災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を促進する。

(4) 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

(5) 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

(6) 区民やボランティアとの協力

生活ごみ・し尿、片付けごみ等の排出・分別ルールをわかりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、区民やボランティアと協力して分別を徹底する。

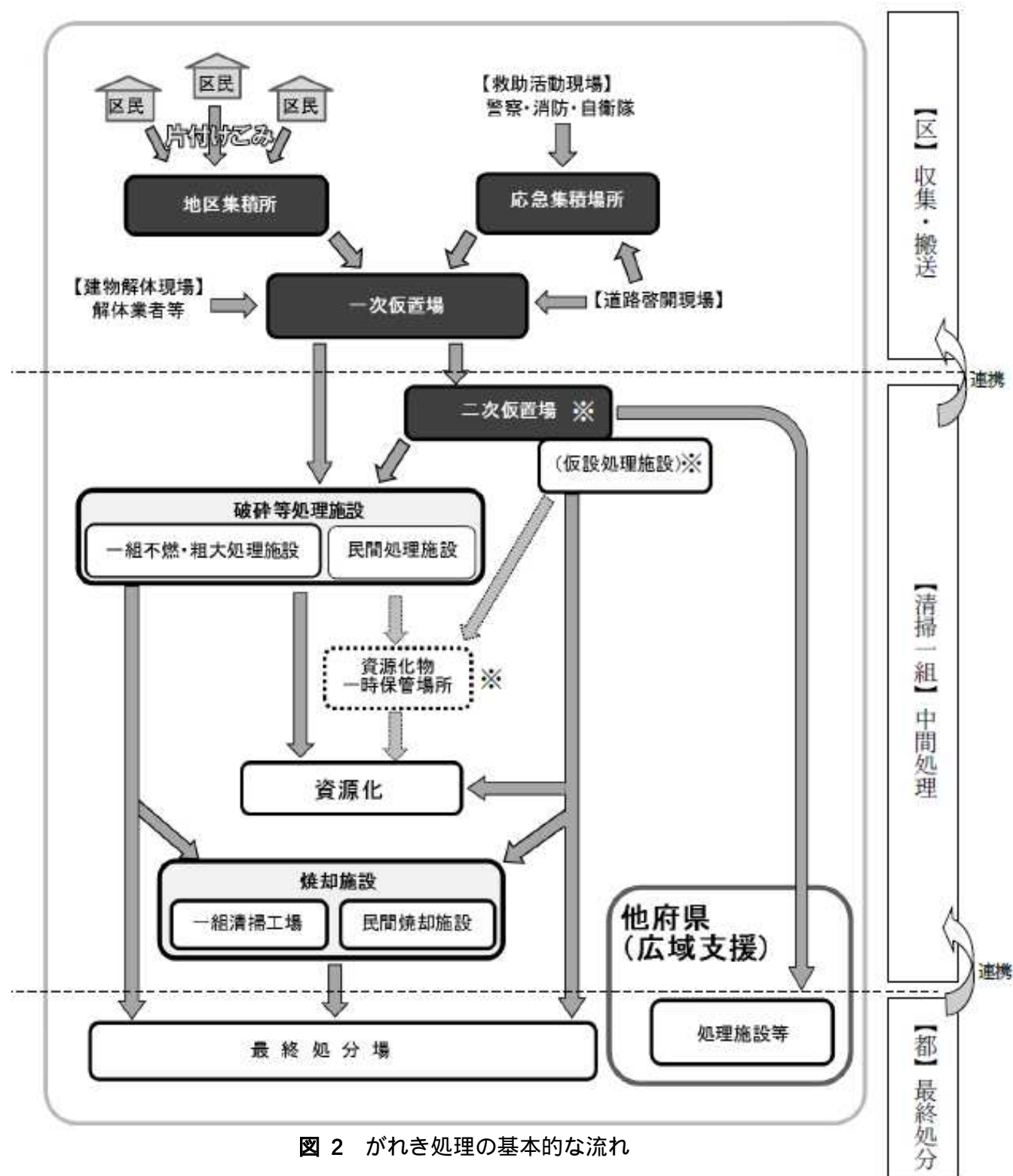
(7) 共同処理及び関係機関との連携

処理に当たっては、特別区で連携し、一体となって清掃一組・清掃協議会・都・事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などの協力・支援を受けて処理する。

第6節 災害廃棄物処理の流れ

1 災害廃棄物処理の流れ

(1) がれき処理の流れ



(2) し尿処理の流れ

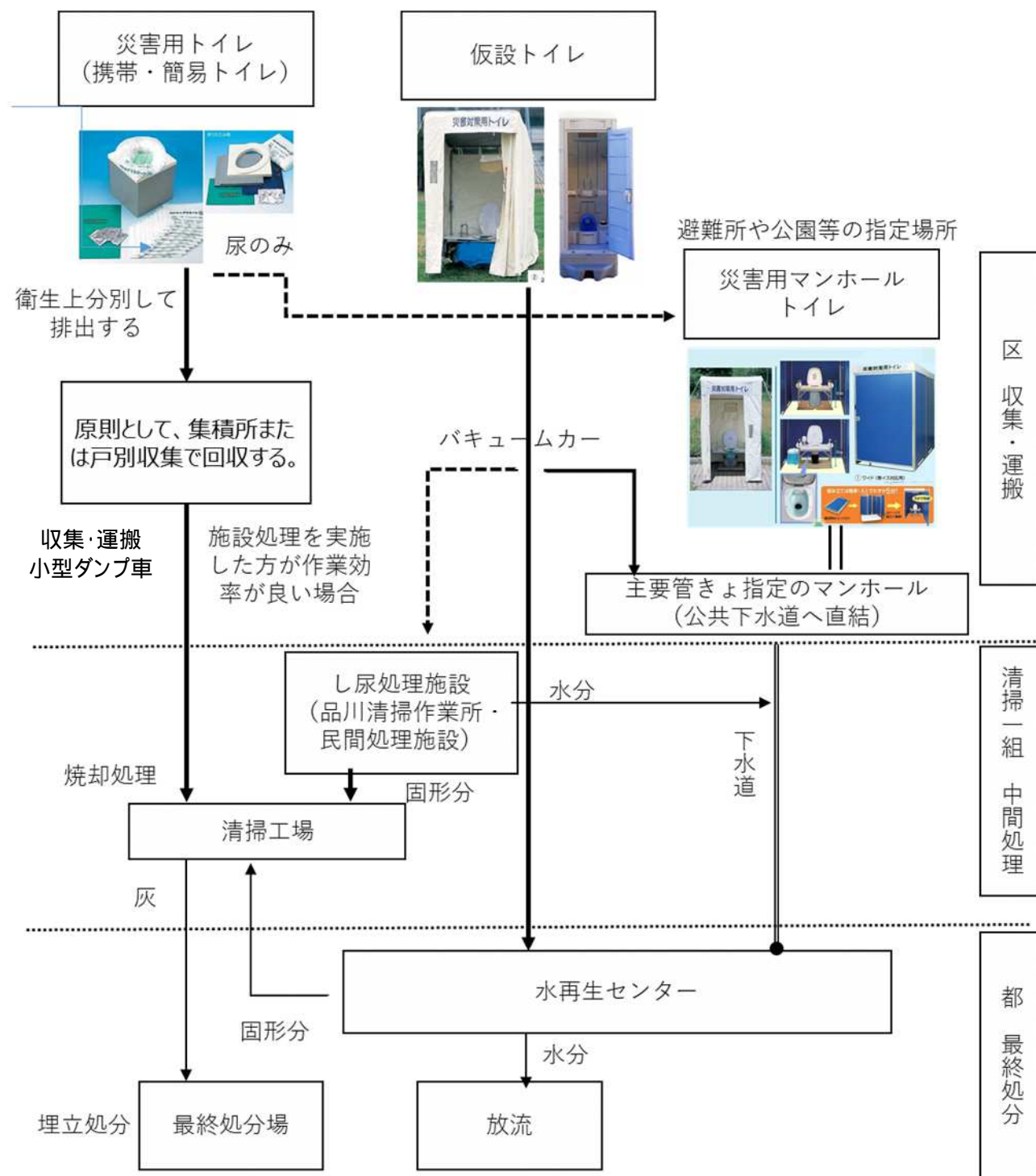
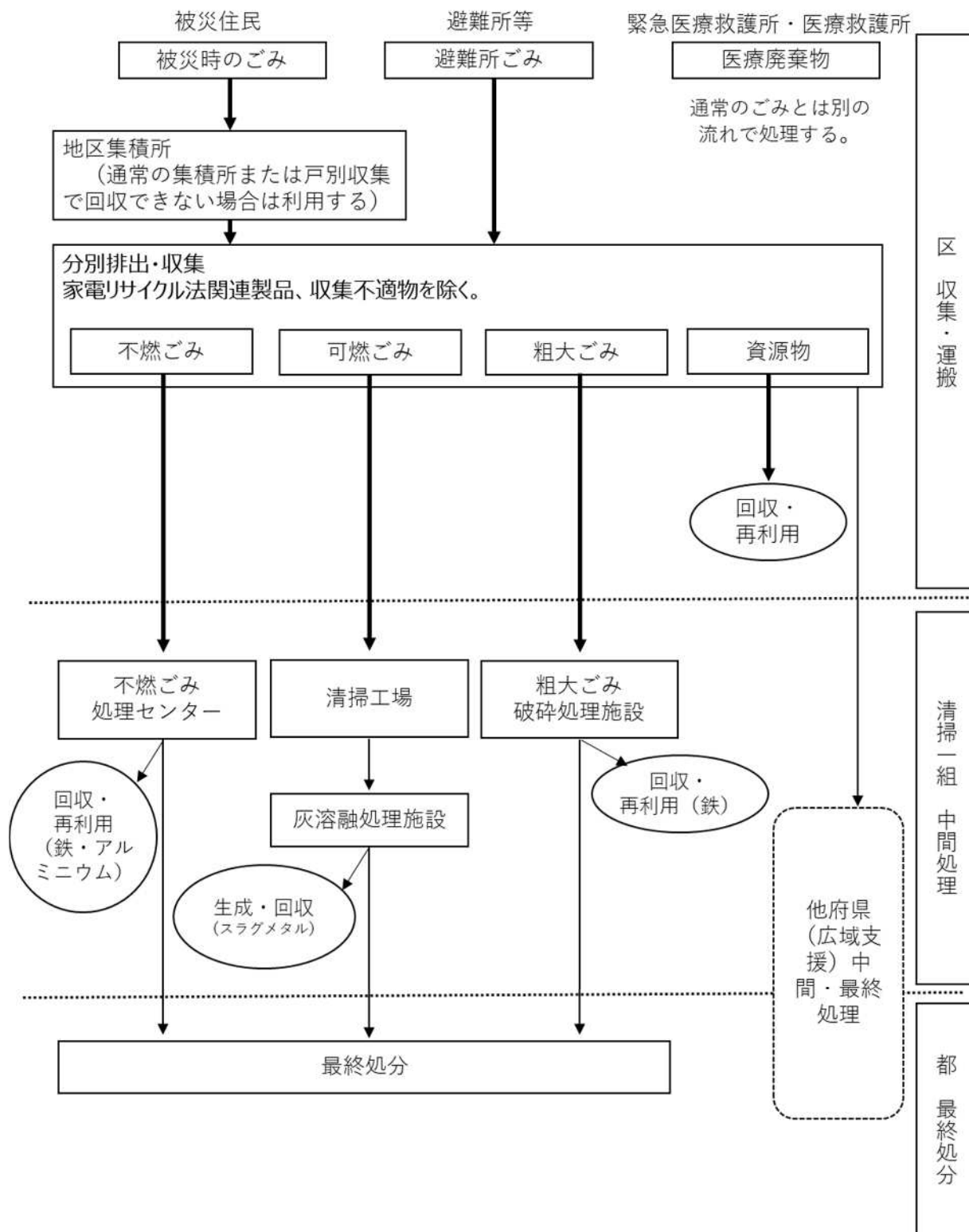


図 3 し尿処理の基本的な流れ

黒太線は区が実施する役割を示す。

(3) ごみ処理の流れ



黒太線は区が実施する役割を示す。

2 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

被災建築物の分別解体や地区集積所及び一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減する。被災した家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行う。

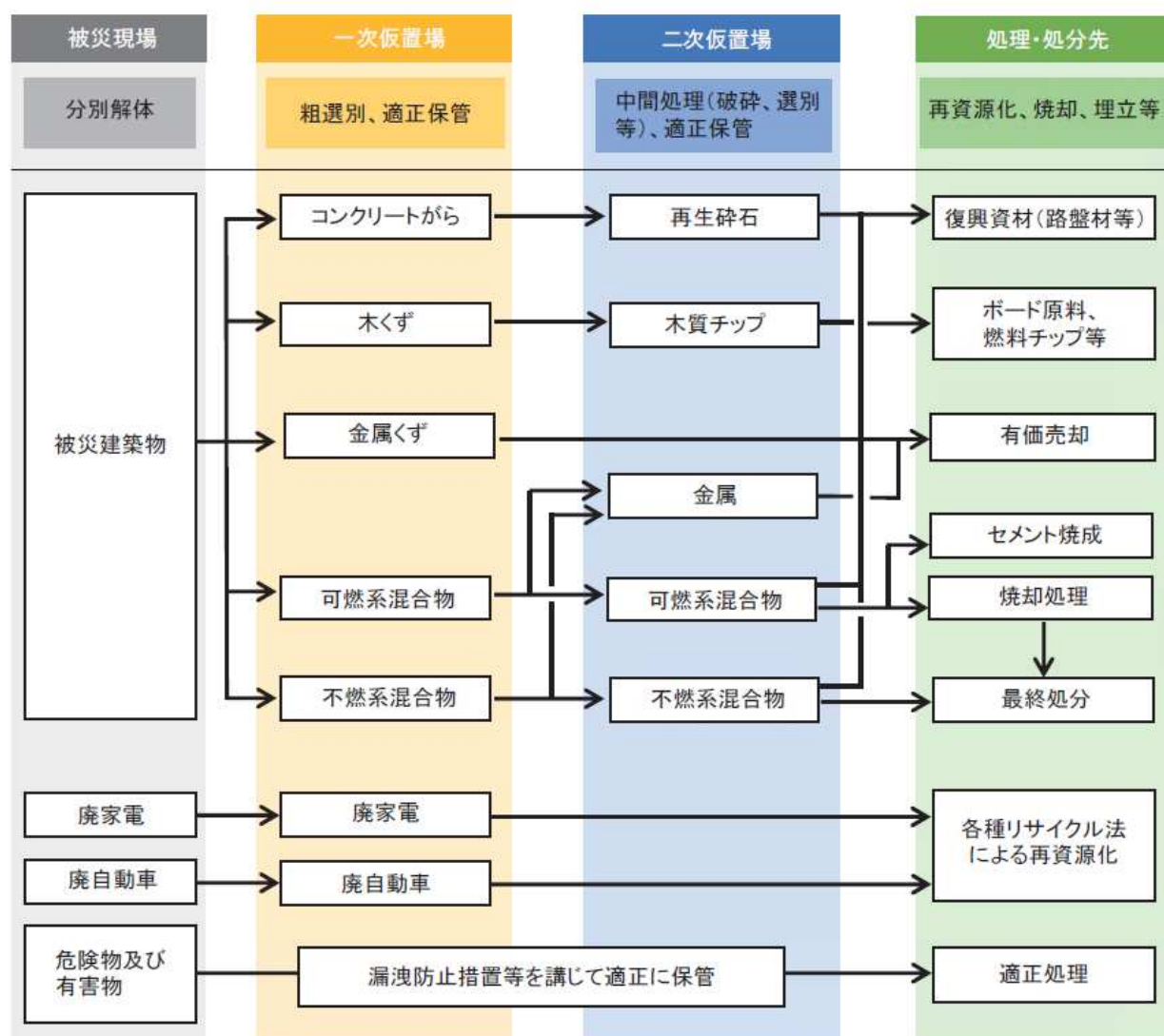


図5 災害廃棄物の標準処理フロー

（出典：東京都災害廃棄物処理計画）

3 災害廃棄物処理の進め方

時系列	取組事項
発災直後	< 迅速な体制整備に向けた準備 > 【組織体制】 ・ 職員の安否確認を行い、災対環境部を組織する。 ・ 災害廃棄物処理の実行体制として、災対環境部清掃隊各班の参集状況を確認し、体制を整備する。
~ 3 日目 (72 時間)	< 被害状況の把握、住民周知、仮置場等の運営 > 【被害状況の把握】 ・ 避難者、道路被害、建物被害、廃棄物処理施設及び雇上業者等の状況を把握し、集約を行う。 【避難所ごみ、し尿処理】 ・ 避難所の開設、被災者の受入れ、避難所生活が開始されるため、避難所ごみ、し尿の収集運搬、ごみ収集処理体制を整備する。 ・ 仮設トイレや災害用トイレ等の必要量を把握し、確保する。 【被災住民の排出するごみ、し尿処理】 ・ 住民によるごみの搬出が開始されるため、被災現場からのごみの回収方法を決定する。 ・ ごみの分別方法や回収方法等に関する住民周知を行う。 【一次仮置場等の決定と運営】 ・ 協定締結先等の協力を得て道路啓開を行う。 ・ 道路啓開に伴う災害廃棄物の一次仮置場について、候補地の中から災対本部が決定する。 ・ 一次仮置場の運営を委託する事業者を決定する。 【地区集積所設置の検討】 ・ 片付けごみなども想定した地区集積所の設置について、災対建設部からの情報提供を受け協議する。 ・ 地区集積所設置の可否については、災対本部において決定する。
~ 3 週間程度 (21 日間)	< 収集運搬の開始、仮置場等の管理、実施計画策定 > 【収集・運搬の開始】 ・ 仮設トイレのし尿汲み取り搬入、災害用トイレの収集・運搬を行う。 ・ 生活ごみ収集運搬を開始する。 ・ 道路啓開がれき等を一次仮置場へ運搬する。 ・ 運搬車両が不足する場合は、都や都を通じた広域応援要請を行う。

～1 か月 (30 日間)	【仮置場等の管理運営】 ・災害廃棄物の収集運搬・処分や一次仮置場管理業務に関する委託契約を締結する。 【実施計画の作成】 ・災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の暫定値を算定する。 ・本計画に基づいて、墨田区災害廃棄物処理実施計画を作成する。
～3 か月 (90 日間)	< 公費解体の実施決定、災害廃棄物処理の開始 > 【公費解体】 ・公費解体のがれき処理の対象となる範囲を決定し、公表する。 ・公費解体等に関する国庫補助金の対応を開始する。 【処理ルート整備】 ・特別区、清掃一組は共同して二次仮置場、最終処分場の確保を行う。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を検討する。 ・処理施設への搬入、中間処理、再資源化、最終処分を開始する。 ・仮設処理施設の設置運営を開始する。
～6 か月 (180 日間)	< 公費解体の開始、円滑な処理ルートの確保 > 【公費解体】 ・公費解体の申請・相談窓口の設置、受付を開始し、順次、解体工事を開始する。 ・排出現場での分別をできる限り行う。 【処理ルートの整備】 ・二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等を開始する。 ・処理施設への搬入、中間処理、最終処分を実施する。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を実施する。
～1 年 (365 日間)	< 処理体制の継続的改善 > 【公費解体】 ・公費解体の申請・相談窓口の運営や解体工事を継続し、排出現場での分別をできる限り行い、仮置場等へ搬入するとともに、効率的な解体を進める。 【処理ルートの最適化】 ・都内施設、都外施設への搬出を継続する。 ・進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化を行う。
～2 年 (730 日)	
～3 年 (1095 日間)	< 処理完了に向けた準備 > ・仮置場の閉鎖準備を行う（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）。 ・公費解体申請・相談窓口での受付終了に関する区民への周知を行う。 ・仮置場の原状復帰を行う。

第2章 災害廃棄物対策

第1節 平常時

1 組織体制の検討

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物処理を実行していくための組織体制の検討を行う必要がある。組織体制の検討に当たっては、特別区と都が緊密に連携することを前提とし、同一の体制の組織を作り、共通認識のもとで災害廃棄物の適正な処理を目指す必要がある。

区は、区地域防災計画及び墨田区職員災害対策マニュアル等に基づき、災害廃棄物処理体制を構築する。

【墨田区職員災害対策マニュアルに基づく災害廃棄物処理体制】

班	担当（機能）		すみだ清掃事務所 担当係
管理庶務班	総合調整、財務、渉外	災対環境保全隊、関係機関等との連絡調整、隊内の他の班に属さないこと。	管理・計画調整係
処理計画・調整班	計画策定、受援体制の構築	災害廃棄物処理計画の策定に関すること。 関係機関との調整及び要請に関すること。	管理・計画調整係
調査指導班	広報、許認可・指導	被害状況の調査、報告に関すること。 廃棄物収集の広報に関すること。	啓発指導係
第1処理作業班	仮置場、処理・処分	被害状況の調査、報告に関すること。 災害廃棄物処理に関すること。	作業係
第2処理作業班	仮置場、処理・処分	被害状況の調査、報告に関すること。 災害廃棄物処理に関すること。	作業係、管理・計画調整係(車両)

【災対環境部清掃隊各班の業務内容】

班	担当（機能）	業務内容
管理庶務班 （事務局）	総合調整	指揮命令、総括及び調整会議の運営管理
		職員の参集状況と配置
		災害対策本部、各班、担当との連絡調整
		関連情報の集約
		処理全般の進行管理
		その他業務
	財務	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外	関係機関との連絡調整、協議、情報提供
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供
処理計画・調整班	計画策定	災害廃棄物処理実施計画の策定
		・災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		・必要な仮置場等の面積や処理能力の把握
		・必要な収集運搬車両の必要数の推計
	受援体制の構築	人員の支援要請・受入れ、配置調整
		資機材の支援要請・受入れ、配置調整
調査指導班	広報	区民からの問い合わせ対応
		区民やボランティアへの広報
	許認可・指導	処理業の許可
		一次仮置場搬入許可証等の発行
		事業者への指導（廃棄物管理）
		適正処理困難物・有害廃棄物処理の指導
		不法投棄・不適正排出防止
		仮置場等の環境モニタリング
処理作業班	仮置場	地区集積所の設置及び運営管理、撤去
		一次仮置場の設置及び運営管理、撤去
		必要資機材の管理、確保、支援
	処理・処分	道路啓開に伴う廃棄物対応
		公共施設の解体対応
		家屋解体対応 （申請・相談窓口、り災証明交付業務との連携、解体現場立会い）
		最終処分に関する調整
		適正処理困難物の処理

機関の名称			事務または業務内容
(地域力支援部・産業観光部・区民部等)	第一～第六収容隊 災対救護部	各班	1 避難所等への職員の派遣に関する事。 2 避難者の救護及び受け入れに関する事。 3 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 4 <u>避難所の開設及び運営に関する事。</u> 5 食糧品の供給に関する事。 6 飲料水・生活用水の供給に関する事。 7 生活必需品の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 部の庶務及び本部等の情報連絡に関する事。 (1) 部の庶務及び各隊との連絡を行う (2) <u>災対環境部との連絡調整を行う。</u>
	搜索隊	各班	1 <u>り災台帳の作成に関する事。</u> (1) り災証明発行に関する調整会議の開催 (2) 家屋・住家に関する被害状況調査実施計画の策定 (3) 実施計画に基づく被害状況調査の実施 (4) 被害状況調査結果に基づく、り災台帳の作成 2 <u>り災証明書の交付に関する事。</u> (1) り災証明発行態勢の構築 (2) り災証明書の発行

機関の名称			事務または業務内容
(環境担当)	環境保全隊 災対環境部	各班	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 二次災害の防止に関する事。 3 清掃隊等への支援に関する事。
	清掃隊	各班	1 災害廃棄物処理実施計画の策定に関する事。 2 廃棄物収集等の広報に関する事。 3 災害廃棄物処理に関する事。 (詳細は (1) (P.18) を参照)

二重下線は災害廃棄物処理に係る事務分掌を示す。

機関の名称			事務または業務内容
(都市計画部等) 災対建築部	第一建築隊	情報連絡班	1 部の庶務及び各隊との連絡に関する事。 2 区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関する事。
		調整支援班	1 <u>家屋・住家被害の集約・状況調査に関する事。</u> (1) 総務隊状況調査班及び捜索隊が実施し、総務隊企画情報班がとりまとめた被害概況調査結果に基づく、家屋被害台帳(概況)の作成 (2) 被害状況調査実施計画(P.21 参照) の策定支援 (3) 同計画に基づく被害状況調査の実施 2 情報連絡班の活動支援に関する事。
	第三建築隊	第一班	1 <u>被災建築物の応急危険度判定に関する事。</u> 2 被災家屋等の応急修理その他被害予防の指導に関する事。

機関の名称			事務または業務内容
(都市整備部等) 災対建設部	庶務隊	調査班	1 公共土木施設の被害状況の調査、集約及び報告に関する事。 2 河川及び護岸の安全対策計画の作成に関する事。
	第一、第二工務隊	第一、第二工務班	1 工事現場の安全対策に関する事。 2 河川、道路及び公園等のパトロールに関する事。 (1) 危険箇所の応急措置を行う。 (2) <u>し尿処理の要請を行う。</u> 3 <u>道路、公園等の障害物の排除に関する事。</u>

二重下線は災害廃棄物処理に係る事務分掌を示す。

2 協力・支援（受援）体制の検討

自衛隊や警察、消防、都、特別区及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を構築する。また、処理体制の強化に向けた関係事業者との協定の締結や協定内容の見直しを行う。

（１）自衛隊・警察・消防との連携

有事の際の道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去について、自衛隊や警察、消防と連携して検討する。また、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策についても、連携して検討を図る。

（２）国の支援

災害廃棄物処理計画の作成状況を報告し、必要に応じて指導・助言等を受ける（D.Waste-Net等の仕組みを活用するものと想定する）。災害対策基本法第86条の5に基づき、区が廃棄物処理特例地域に指定された場合においては、指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を国に要請する場合がある。

（３）都の支援

被災状況や災害廃棄物の処理状況等について報告するとともに、収集・運搬、中間処理について指導・助言等を受ける。最終処分については、実態相応規模のがれきの最終処分受入れ場所の確保について、都へ委託するなどの協力を求める。また、都を通じ他府県への広域支援の要請を行い、災害廃棄物処理に関する協力を受ける（人的支援、資機材の支援、廃棄物等の処理に関する支援が考えられる）。さらに、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を要請した場合は、都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。なお、区は、都（下水道局）と以下の覚書を締結している。

機関名	覚書名	内容
東京都下水道局東部 第一下水道事務所	災害時における下水道施設へのし尿 搬入及び受入れに関する覚書	し尿の下水道施設への搬入 及び受入れ

(4) 特別区、清掃一組、清掃協議会との連携

災害廃棄物処理全般において、特別区の相互協力体制のもと共同処理を実施する。また二次仮置場以降の災害廃棄物処理については、今後締結予定の「特別区災害廃棄物の共同処理等に関する協定」に基づき、特別区及び清掃一組による共同処理体制で行う。し尿処理における収集・運搬については、近隣区と連携した体制の構築を図る。また、収集車両の確保等、災害廃棄物処理関係団体からの支援については、清掃協議会を通じた協定により協力・支援を受ける。

なお、特別区は 、清掃協議会は の協定を締結している。

機関名	協定名	内容
特別区	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	相互協力・相互支援
(一社)東京環境保全協会	災害時における雇上車両の運用に関する協定	雇上車両の運用

(5) 自治体間の相互応援にかかる協定

区は、以下の自治体と相互応援等に関する協定を締結している。

機関名	協定名	内容
台東区	墨田区及び台東区防災相互協定	物資、機材、飲料水の相互供給
江東区	墨田区及び江東区防災相互協定	
栃木県鹿沼市	墨田区と鹿沼市との災害時における相互援助に関する協定	物資、機材の相互供給及び被災者の収容施設の提供
長野県小布施町	小布施町と墨田区との防災相互援助協定	物資等の相互供給、職員派遣及び被災者の収容施設の提供等の相互協力・支援
山形県鶴岡市(旧朝日村)	墨田区と鶴岡市(旧朝日村)との防災相互応援協定	
山形県高畠町	墨田区と高畠町との防災相互援助協定	
埼玉県飯能市	墨田区と飯能市との災害時における相互援助に関する協定	

義士親善友好都市 （北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野州市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市 22 自治体）	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	物資、機材、飲料水の相互供給等の相互協力・支援
防災サミット参加自治体 （新潟市、仙台市、島原市、静岡市、福井市、釧路市）	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定	物資、機材、飲料水の相互供給等の相互協力・支援
千代田区、新宿区、文京区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区、江戸川区	防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定	防災用高所カメラにより撮影した映像データの相互閲覧

（６）廃棄物処理関係団体との協定

区は、以下の団体と廃棄物処理に関する協定を締結している。		
機関名	協定名	内容
（株）都市整美センター	災害時におけるし尿処理に関する協定	し尿収集及び処理
新和衛生（株）		
（株）池田組衛生工業所		
（株）ネクサス		

（７）建設業団体等との協定

区は、以下の団体と災害時の応急対策に関する協定を締結している。		
機関名	協定名	内容
墨田建設産業連合会	災害時における工作協力隊の派遣に関する協定	障害物除去、仮設住宅設置、被災建物等の応急修理
東京都自動車整備振興会 墨田支部	災害時における応急対策活動に関する協定	放置車両等の移動、車両・資器材の優先修理等
東京土建一般労働組合 墨田支部		救出救助活動、応急的な危険度の判定、建物応急修理
東京建設産業組合		災害時の応急対策活動
（一社）東京都建築士事務所協会墨田支部		災害時の建築物等の解体等
（株）アサバ		

3 道路啓開に伴うがれき処理

区（都市整備部）は、災害発生直後に実施する道路啓開作業に伴うがれき処理について、処理までの流れと役割分担、重機・運搬車両等の確保、関係機関との連携に関する事前調整についてあらかじめ検討する。

(1) 処理までの流れ

区は、道路啓開に伴うがれき処理対策の検討のため、発災直後から最終処分までの流れを時間軸で整理し発災時の役割分担を検討する。

表 道路啓開に伴うがれき処理の流れ

時間軸	流れ	役割分担
発災直後 ～3日間	発災	災対建設部 （都市整備部）
	道路被害状況の把握	
	協定団体との連絡調整、 重機等の確保	
	道路啓開作業の実施	
	地区集積所の設置	
～1週間	一次仮置場へ運搬開始	災対建設部（都市整備部）・ 災対環境部（すみだ清掃事務所）
～3か月	一次仮置場での処理	災対環境部 （すみだ清掃事務所）
	二次仮置場等へ搬出	
～1年 （～3年）	二次仮置場での処理	特別区 東京二十三区清掃一部事務組合 東京都
	最終処分	

（２）重機・運搬車両等の確保と事前調整

区は、道路啓開に伴うがれき処理に当たって必要な重機・運搬車両等の確保について、一次仮置場等への運搬も想定し、協定団体との事前調整に努める。その際、必要に応じて協定の締結や見直しを行う。

（３）関係機関との連携に関する事前調整

区（都市整備部）は、発災後に関係機関との速やかな連携を図るため、各道路管理者が実施する道路啓開体制（実施体制、重機・運搬車両等の確保）について理解を深め、担当部署及び協力機関の緊急連絡先を確認しておく。

また、道路の占用許可を受けている工作物の所有者（電力会社、電話会社等）の連絡先の把握に努める。

4 仮置場等の確保

区は、災害によって発生したがれきやごみを仮置きするスペース（以下、「仮置場等」とする）を発災後速やかに確保し、災害廃棄物を迅速に処理するため、仮置場等の基本方針、必要性、候補地、管理運営方法、必要な資機材の確保等についてあらかじめ検討する。

（１）仮置場等の類型について

特別区内に設置される仮置場等の類型は以下のとおりである。そのうち、地区集積所、一次仮置場について、区は、主体的に設置・運営することになるため、平常時より候補地の確保等について検討する。

種別	定 義	設置主体	設置時期
地区集積所	住宅地等に設置し区民が自らがれきを搬入する仮置場（災対本部において設置が可とされた場合に、区民の身近な場所に設置する仮置き集積場所）	墨田区 （災対環境部）	１日後～ １か月
一次仮置場	救助活動、道路啓開等により発生するがれきや、地区集積所等から区が収集したがれきを集積し、分別・保管する仮置場（区が設置）	墨田区 （災対環境部）	発災 直後～ ３年
二次仮置場	各区のがれきを集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。 （特別区内で数か所を想定）	特別区	３週間後 ～ ３年
資源化物一時保管場所	資源化処理したがれきを買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所 （一次及び二次仮置場に併設することを想定）	特別区	３週間後 ～ ３年

表 仮置場等の設置時期

	初動期（１か月まで）						応急期	復旧・復興期
	発災直後	～ 24H	24H～ 72H	72H～ 1週間	～ 3週間	～ 1か月	～ 3か月	～ 3年
地区集積所								
一次仮置場								
二次仮置場								
資源化物一時保管場所								

(2) 候補地選定プロセス

仮置場等の選定に当たっては、災害の規模、発生する災害廃棄物量の推計、地域による被害の程度、搬出入経路の確保等の観点等から、庁内関係部署、関係機関との事前協議・調整を踏まえ、発災後に決定する。

5 地区集積所の確保

(1) 基本方針

区（環境担当）は、一部損壊家屋（半壊以下）のがれきと家財道具などの片付けごみ等を一時的に集積する地区集積所について、被害の大きい地域の周辺で候補地を検討する。さらに、地区集積所への排出は、区民が自ら排出することを考慮して、地区集積所の分別排出ルールを検討し、平常時より区民に周知する。また、地区集積所の管理運営方法を検討する。

(2) 地区集積所の必要性

災害時には、一部損壊家屋（半壊以下）のがれきと、家財道具などの片付け作業に伴う、片付けごみが排出される。通常のごみ収集業務が復旧したとしても、通常のごみ収集体制では収集・運搬することが出来ないため、区民が自ら分別排出し、地域で一時的に保管できる拠点として、地区集積所が必要となる。なお、地区集積所は、避難生活を継続しながら自宅の片付けを行う場合も踏まえ、救助・救出活動が一定程度収束し、応急危険度判定作業の開始後に順次活用され、一次仮置場の運営が本格化する発災 1 か月後までの間は、設置が必要である。

(3) 地区集積所候補地の検討

区（環境担当）は、被害の大きい地域の周辺で地区集積所の候補地を検討する。また、被災者が自ら排出することを踏まえ、地域のバランスを考慮して、可能な限り多くの設置箇所の確保に努める。設置から一定期間後に集積した災害廃棄物を一次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路等について、2 トントラック（車両幅 1.7m 程度）の対面通行による搬入出が可能であることを確認する。候補地指定に当たっては、施設所管課や所有者との事前調整を踏まえ候補地を決定する。

(4) 管理運営方法の検討

区（環境担当）は、地区集積所で受入れる災害廃棄物の種類、地区集積所への災害廃棄物の出し方を明確にした上で、地区集積所の管理運営方法を検討する。

ア) 地区集積所で受け入れる災害廃棄物の種類（例）

- ・区内で発生した災害廃棄物のうち、一部損壊家屋（半壊以下）の家財道具などの片付けごみとし、具体的な分別種類（混合系、不燃系、畳、布団、廃家電、危険物、処理困難物等）を検討する。
- ・生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等）は原則、通常のごみ集積所または戸別収集による回収を行うため受け入れない。

イ) 地区集積所で受け入れる災害廃棄物の出し方（例）

- ・被災者が自ら地区集積所まで運搬することを前提とする。
- ・便乗ごみ等の排出防止方法について検討する。
- ・粗大ごみ処理手数料の有無を事前に検討する。

ウ) 運営管理方法の検討

- ・運営管理方法については、以下のとおり検討する。

表 管理運営方法の検討

検討項目		実施内容
1	管理者	区が主体となるが、民間委託も想定し、委託可能な事業者等について、事前調整を行う。また、必要に応じて協定を締結する。
2	危険物及び有害廃棄物対策	ガスボンベ、消火器等の危険物や薬品廃油等の家庭系有害廃棄物を受入れた場合の取扱方法を検討する。
3	降雨等の対策	降雨等により水分を含んでしまい、搬出が困難となる畳・布団のほか、降雨時の対策について検討する。
4	環境対策	悪臭防止、鼠や害虫等の発生予防、万が一アスベストを含む石綿成形板がある場合の対処方法（飛散防止のためにビニール袋に入れ、他のものと区別し、速やかに回収するなど）を検討する。

他の検討項目として、地区集積所の表示、区民への周知方法、搬入物の積み上げ方法等がある。

エ) 災害廃棄物分別方法の検討

地区集積所で受け入れる災害廃棄物の種類の検討結果を踏まえ、処理方法や運搬方法に応じた分別案を検討する。また、標準配置方法や、地区集積所レイアウト例を検討する。

【参考】

レイアウトの考え方

- ・ 処理方法や運搬方法に応じて、分別して仮置きする。
- ・ 便乗ごみ防止のため仮設フェンスなどで仮囲いをして管理者を配置する。
- ・ 搬入出で 2 トントラック（車両幅 1.7m 程度）が対面通行できるように仮設通路を片側 2.2m 以上確保する必要がある。十分な幅が確保できる場合は、4m 程度が望ましい。
- ・ 火災防止のため消火器を設置する。

6 一次仮置場の確保

(1) 基本方針

区は、道路啓開によって収集したがれき、地区集積所で収集した片付けごみのうち焼却処理が困難なごみやがれき、被災住宅から発生したがれきや公費解体等によって発生したがれきを集積、一次保管し、適正処理のための粗分別を行う一次仮置場について、発災後すみやかに開設するために、あらかじめ 区内における候補地について検討するとともに、一次仮置場の管理・運営方法を検討する。

(2) 一次仮置場の必要性

区内で 264 万トン、303 万³m³の災害廃棄物が発生することを前提に、一次仮置場の必要面積を推計すると、75 万²m²となる。区における都市公園等の面積から、十分な面積を確保することが困難であるといえるが、区が一義的に責任をもって処理する必要がある。区は、救出・救助や道路啓開作業において収集されたがれき等を一定期間適正に管理・保管する必要がある、二次災害の防止のために、倒壊の危険のある住宅等の公費解体等の運搬・処理も主体的に取り組む必要がある。上記のことから、がれき等の適正保管と適正処理を行うために、区は、一次仮置場等を確保する必要がある。

(3) 一次仮置場候補地の検討

区（環境担当）は、「がれき」の仮置場として、区地域防災計画にがれき仮置場候補地として定める第一仮置場から第三仮置場の中から、一次仮置場の候補地を検討する。

区分	候補地	所在地
第一仮置場	錦糸公園	錦糸 4 - 15 - 1
第二仮置場	荒川四ツ木橋緑地	八広 6 東墨田 2 ・ 3
	白鬚東地区	堤通 2
	両国地区	横網
第三仮置場	荒川四ツ木橋緑地	墨田 4 ・ 5

(4) 一次仮置場の管理・運営方法の検討

一次仮置場の管理・運営は、専門的な業務が中心となり、区単独では設置・管理・運営を行うことは難しいため、区（環境担当）は、設置・管理・運営を事業者へ委託することを前提に、事前の調整を行い、発災後すみやかに一次仮置場を設置するために、関係業界団体と災害時の協力協定を締結しておく。

また、区（環境担当）は、土砂や液状化により噴出した土砂の処理については、事前の協議を行うとともに、噴出土砂が汚染されていた場合の処理方法について検討する。

ア) 管理運営方法の検討

表 管理運営方法の検討項目と検討内容

検討項目		検討内容
1	業者選定方針	業界団体との協定締結を通じて、発災後の業者選定方法について検討する。廃棄物処理の再委託については、通常は不可とされているが、大規模災害時は特例措置により可能となる場合があるなど留意が必要である。
2	業務委託内容	建設関係、現場管理関係、廃棄物処理関係の各業務について、業務内容を検討しておき、委託仕様書案を作成するなど事前の準備を行う。
3	区の役割の明確化	一次仮置場の運営業務全般の指揮 適切な業務執行の監督 有価物の売却 がれき処理の進捗管理
4	車両管理方法	東日本大震災における各被災地での車両管理方法を参考に、効率的な手法を検討する。

イ) 環境対策

区（環境担当）は、発災時にすみやかに対応できるように、一次仮置場における環境モニタリング方法、衛生管理、火災予防対策、粉じんの飛散防止対策、水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策、石綿（アスベスト）対策の実施方法について、事前に検討する。なお、環境対策においても、専門業者へ委託等を前提に検討する。

表 環境対策の検討項目と検討内容

検討項目		検討内容
1	環境モニタリング	モニタリングを行う環境項目 土壌等のサンプリング方法
2	衛生管理	悪臭防止、雨水による発酵抑制 鼠や害虫等の発生予防
3	火災予防対策	圧密・発酵による火災の予防対策方法 仮置場に消火器、防火水槽等の消防設備の整備 カセットボンベや灯油タンク等の危険物対策 消防車両の活動スペースや動線の確保
4	粉じんの飛散防止対策	飛散防止ネットや集塵機の確保 散水方法
5	水質汚濁・地下水・ 土壌汚染防止対策	汚染防止方法の検討（防水シート・鉄板など） 有害物質の降雨対策（テント内保管など）
6	石綿（アスベスト） 対策	一次仮置場への受入れ禁止措置 やむを得ず受け入れる場合の対処方法など

ウ）分別基準（特別区共通）

【一次仮置場に十分な面積を確保できる場合】

可燃物（量は別にする。） 木くず、不燃物、金属くず
コンクリートくず、アスファルトくず、家電、自動車
危険物、有害廃棄物（種類ごと分別）、上記 ～ に分別困難な混合物

【一次仮置場に十分な面積を確保できない場合】

現場から搬出する時点で分別し、(A)一次仮置場は可燃物と木くず、(B)一次仮置場は不燃物と金属くずのように、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変える方法も検討する。

現場で分別し、コンクリートくずや金属くずを現場に残し危険物や可燃性の物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

【一次仮置場がほとんど確保できない場合】

現場で分別し、直接二次仮置場へ搬入する。

エ) 一次仮置場へのがれきの積み方やレイアウト例

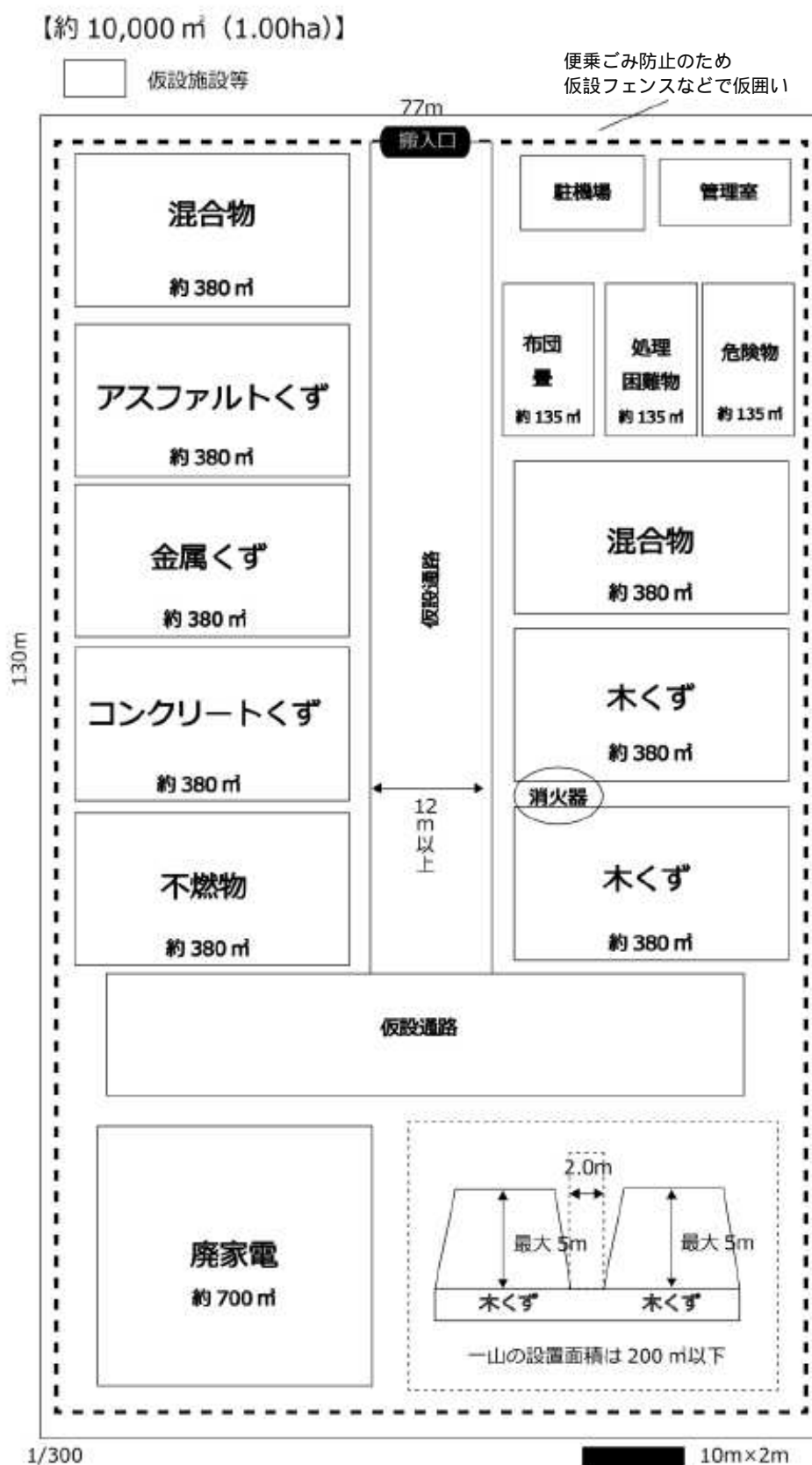


図 6 一次仮置場レイアウト例

7 二次仮置場の確保

一次仮置場に集積され、粗分別を行った災害廃棄物の中間処理（破砕・選別等）前の適正保管を行う「二次仮置場」が必要となる。二次仮置場の確保及びその管理・運営は、特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインにおいて、二次仮置場の確保や設置・運営の基本的な考え方、実施手順等の検討や、関係業界団体（建設業者団体、廃棄物処理業者団体等）との災害時協力協定の締結に努めている。区（環境担当）は、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づき、二次仮置場の確保や設置・運営の基本的な考え方、実施手順等を本計画へ反映する。なお、二次仮置場は、特別区内に複数箇所設置する。必要に応じて、仮設処理施設を併設する。

8 資源化物一時保管場所

災害廃棄物処理に当たっては、埋立処分量削減のため、可能な限り再資源化することが求められる。処理された資源化物は、引取業者に引渡すまでの間は、民間処理業者の施設内で保管するが、不足する場合は、「資源化物一時保管場所」を確保する必要がある。資源化物一時保管場所の確保及びその管理・運営は、特別区が連携して行うため、特別区は、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインにおいて、資源化物一時保管場所の確保や再資源化の実実施手順等を検討している。区（環境担当）は、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づき、再資源化の手順等を本計画へ反映する。また、民間処理施設で処理された資源化物を、できるだけ速やかに資源化物の引取り先業者に引渡せるように業者の確保に努める。なお、資源化物一時保管場所は、原則として二次仮置場に併設する。

9 最終処分

二次仮置場等集積された災害廃棄物は、清掃一組の不燃・粗大処理施設や焼却施設、民間処理施設または仮設処理施設において、粉砕、選別、焼却等の中間処理が実施される。中間処理において発生した、再資源化できない災害廃棄物（残渣等）は、埋立処分を行う。

10 仮置場等の原状復帰

災害廃棄物の仮置場等を閉鎖する場合は土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認する必要がある。区（環境担当）は仮置場等における土壌調査等環境測定の実実施手順等について検討する。また、地区集積所の閉鎖に伴う区民への周知方法や、地区集積所閉鎖後に排出されたがれきの処理方法等について検討する。

11 し尿処理方法の検討

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水を確保できるときは、水洗トイレを利用することができる。しかし、下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、便槽型仮設トイレや災害用トイレ（携帯トイレ）を使用する必要がある。そのため、区（環境担当）は、仮設トイレや災害用トイレのし尿処理を適切に実施するため、被害想定に基づく「し尿処理実施計画」（全体発生量の推計、必要となる資機材の量等）を作成する。なお、区は、災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校を中心に災害用マンホールトイレの整備を進めていることから、発災時に活用することができる。

（１）全体発生量の推計

東京湾北部地震（冬の 18 時・風速 8m/s）を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき推計すると、316,210 ℓ / 日のし尿が発生する（P.8 参照）。

（２）必要となる資機材の量

区が備蓄している便槽型仮設トイレ数に基づきバキューム車での収集が必要となるし尿発生量の推計を行うと、32,512 ℓ / 日となる。これらのし尿を収集し、区内の指定マンホールに投入することを想定した場合のバキューム車（3 トン）の必要台数は、4 台/日である。一方、し尿処理施設に搬入する場合のバキューム車の必要台数は、約 6 台/日である。携帯トイレ等での処理が必要となるし尿発生量は、全体発生量から便槽型仮設トイレ及びマンホールトイレにおける発生量を差し引いた 241,750 ℓ / 日となる。これらのし尿ごみを、小型ダンプ車で収集・運搬することを想定した場合は、小型ダンプ車（1.6 トン積載想定）の必要台数は、19 台/日である。

種別	備蓄数	対応	し尿発生量
便槽型仮設トイレ	255 基	バキューム車で汲み取り	$255 \times 75 \text{ 人/基} \times 1.7$ $\ell = 32,512 \ell$
マンホールトイレ	329 基	不要	$329 \times 75 \text{ 人/基} \times 1.7$ $\ell = 41,948 \ell$
携帯トイレ（排便収納袋使用）等	区・区民が備蓄	小型ダンプ車で収集、清掃工場へ運搬	$316,210 \ell - \text{上記} =$ $241,750 \ell$

【バキューム車】

- 1 台当たり 3,000 ℓ とする。
- 1 日当たりの処理回数は、区内指定マンホールに投入する場合、1 日 3 往復/台、処理施設（水再生センター）に搬入する場合は 1 日 2 往復/台とする。

【小型ダンプ車】

- 1 台当たり 1,600 ℓ とする。
- 1 日当たりの処理回数は、1 日 8 往復/台とする。

（３）災害用トイレの分別排出

避難所や各家庭で使用されることが想定される災害用トイレは、可燃ごみと同様に焼却処理することができるが、可燃ごみとは運搬方法が異なるため、分別収集する必要がある。また、長期間放置すると固形化し焼却処理が難しくなるため早期に収集・運搬する必要がある。そのため、区（環境担当）は、災害用トイレの分別排出方法について、平常時より区民に広く周知する。

12 生活ごみの処理方法の検討

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみに加えて、避難所で排出されるごみ、被災した区民の排出するごみを災害廃棄物として処理する必要がある。そのため、処理しなければならないごみの量は、一時的に増加することが想定される（東日本大震災における実績では、平均 23g / 日・人の生活ごみ量増加実績がある。）。さらに、通常のごみ収集業務は、道路被害、廃棄物処理施設の被害、人員、資機材や燃料等の確保状況に応じて、一定期間業務が停止することが想定される。区（環境担当）は、業務継続計画の発動や関係機関からの支援を通じて、通常業務の復旧に取り組み、区民に対しては、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の呼びかけを行う必要がある。区（環境担当）は、発災後すみやかに生活ごみの収集体制を確保するため、災害時のごみ発生量、避難所におけるごみの発生量を推計した上で、生活ごみの処理実施体制を検討する。

（１）災害時の生活ごみの発生量（推計）

災害時の生活ごみ（主に家庭ごみ）発生量（全体）は、約 57 トン/日と推計される。

(2) 避難所ごみの発生量 (推計)

生活ごみ発生量全体のうち、東京湾北部地震 (冬の 18 時・風速 8m/s) を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づく避難所ごみ発生量 (全体) は、約 83 トン/日と推計される。

【検討内容】

- ・被災者の生活ごみを排出する場所
- ・早期処理すべきごみの種類
- ・排出を抑制するごみの種類
- ・臨時的な対応の内容及び臨時的対応の継続期間
(臨時の集積所の設置、収集頻度の変更、収集時間の変更等)
- ・粗大ごみ収集の一時的な変更 (がれきを地区集積所に自ら搬入するなど)
- ・通常のごみ集積所が被災して使用出来ない場合の取扱い
- ・避難所でのごみの排出方法と集積場所
- ・動物死体の取扱要領について

13 区民への事前周知

発災時の災害廃棄物処理を速やかに実施するためには、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の協力が不可欠である。また、仮置場等の設置や運営には周辺住民の理解が欠かせない。区 (環境担当) は、平常時から、防災に関する情報や災害廃棄物に関する情報を提供し、区民意識の啓発を図る。また、災害時であっても分別排出の徹底が必要であることや不法投棄や野焼きは違法行為であることなど、発災後に速やかな広報ができるよう、区民に対して周知すべき内容をあらかじめ検討する。

【区民への周知に関すること】

- ・災害時の一般世帯 (り災世帯以外) における生活ごみ等の排出方法
- ・災害時のり災世帯の排出する生活ごみ等の排出方法
- ・避難所における避難所ごみの排出方法
- ・災害時のし尿処理方法
- ・一部損壊家屋の片付けごみの排出方法
- ・り災証明申請方法
- ・公費解体に関する手続方法
- ・不法投棄や野焼きなど違法行為に関すること

第2節 初動・応急初期

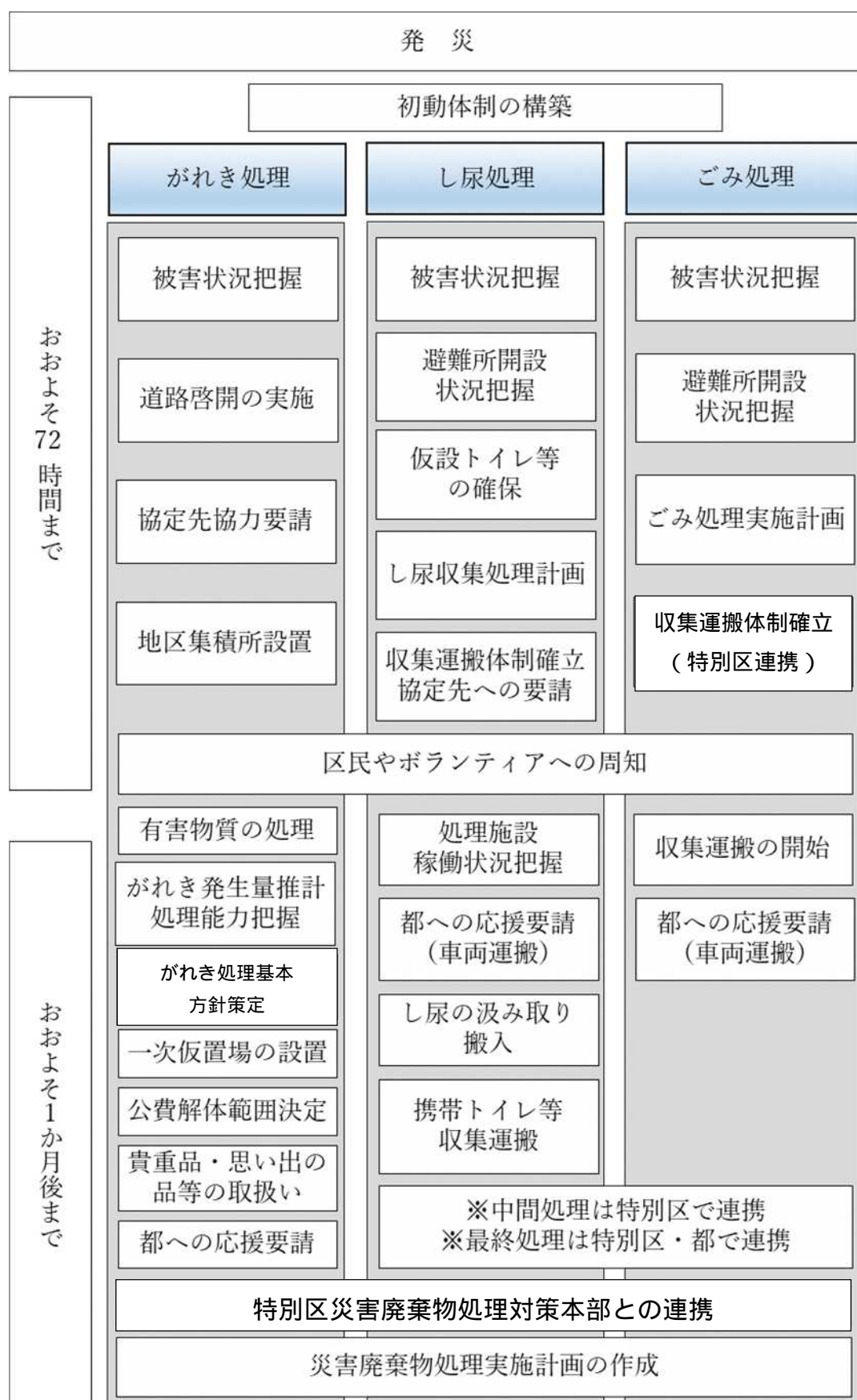
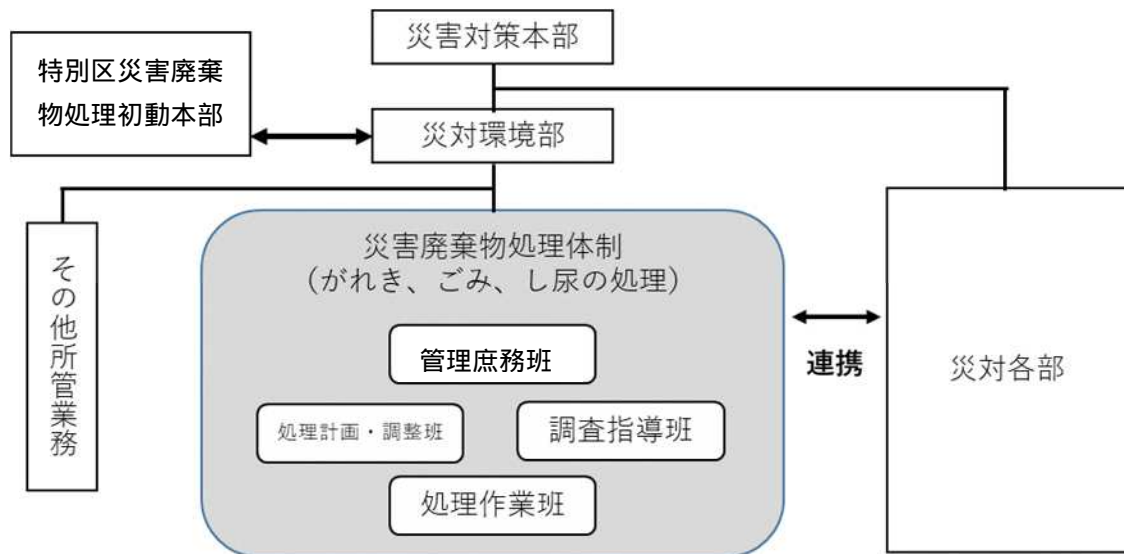


図7 初動期（発災後1か月まで）の対応

1 初動体制の構築

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

自然災害の発生または発生する恐れがある場合に、区地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災対環境部を設置する。災対環境部を設置した場合は、「災害廃棄物処理体制」を設置する（自動設置）。設置後、災害対策本部へ報告する。災害廃棄物処理体制はあらかじめ検討した体制とし、管理庶務班、処理計画・調整班、調査指導班、処理作業班を組織する。各班の班員は、災対環境部清掃隊の職員を中心とし、必要に応じて災対各部関係課と連携した体制とする。



(2) 職員の安否確認・参集（職員災害対策マニュアルに基づく）

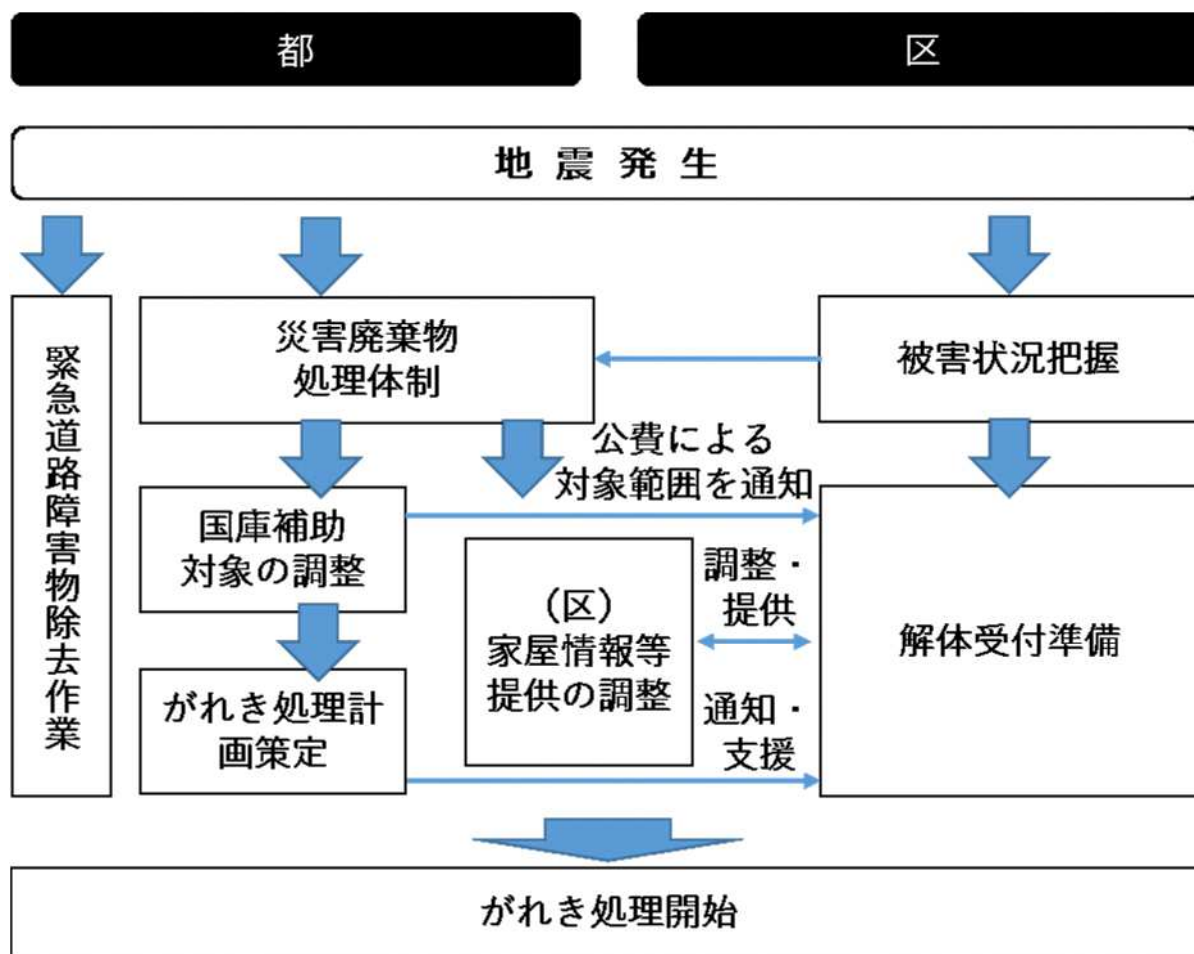
災対環境部は、職員の安否確認を行い、参集可能時間を把握する。また、各班の職員は、「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき、自分の職場へ非常参集する。管理庶務班は、「従事者名簿」に基づき、参集職員の把握を行い、災対総務部総務隊に報告する。

(3) 特別区災害廃棄物処理初動本部との情報連絡体制の構築

区（災対環境部）は、特別区内の1か所以上で震度6弱以上が観測された場合、または特別区災害廃棄物処理初動本部長が招集した場合に、あらかじめ指定した非常参集職員を特別区災害廃棄物処理初動本部（以下、「特別区初動本部」とする）へ派遣し、特別区初動本部との情報連絡体制を構築する。

特別区初動本部は、準備が整った後、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下、「特別区対策本部」とする）へ移行する。

2 がれき処理



(1) 被害状況の把握（発災直後～3日間程度）

担当	災対建設部（庶務隊調査班） 災対環境部（環境保全隊、清掃隊）
----	--------------------------------

被害情報は、災対総務部（総務隊企画情報班）で取りまとめ、必要に応じて関係機関へ情報提供する。

区内の被害状況

災対総務部（企画情報班）は、災対各部及び都災対本部情報等を通じて、家屋等の倒壊及び焼失状況、道路の被害、障害物等の状況、オープンスペースの被害状況を把握する。

道路、公共土木施設等の被害状況

災対建設部（庶務隊調査班）は、道路、橋梁等の公共土木施設等の被災状況を調査、集約し、災対総務部企画情報班に報告する。災対環境部（環境保全隊）は、有害物質処理事業者の被災状況を把握し、災対総務部企画情報班に報告する。

廃棄物処理関連施設等の被害状況

災対環境部（清掃隊管理庶務班）は、清掃隊調査指導班及び処理作業班を通じて、区清掃関連施設（清掃事務所等）清掃一組管理施設の被災状況、墨田清掃工場周辺の道路被災状況、民間処理施設、最終処分場、稼働状況を把握し、災対環境部環境保全隊を通じて、災対総務部企画情報班及び特別区初動本部に報告する。

有害物質処理事業者の被災状況

災対環境部（環境保全隊）は、有害物質処理事業者の被災状況を把握し、災対総務部企画情報班に報告する。

協力機関等の被害状況

災対環境部（清掃隊管理庶務班）は、協定締結機関等を通じて、重機、運搬車両等提供先の被災状況を把握する。

（２）道路啓開実施（発災直後～１週間程度）

担当	災対建設部（第一工務隊、第二工務隊）
災対建設部は、発災後、区内の道路の被災状況を把握し、区地域防災計画に基づき、道路啓開作業（障害物の除去）を実施する。実施に当たっては、建設産業連合工作協力隊や自動車整備振興会等の協定団体に協力要請を行うとともに、連絡調整を行い、必要な重機等を確保する。道路啓開に伴うがれきは、仮置場等へ運搬する。なお、道路上の許可工作物は、速やかに事業者等へ連絡のうえ処理方法について協議を行う。	

（３）地区集積所の設置（発災１日目以降～１か月程度）

担当	災害対策本部、災対環境部
地区集積所の設置 区は、一部損壊家屋（半壊以下）のがれきと家財道具などの片付けごみ等を一時的に集積する地区集積所を、被害の大きい地域の周辺で設置する。設置から一定期間後に集積した災害廃棄物を一次仮置場へ搬出する必要があるため、２トントラック（車両幅１.７ｍ程度）の対面通行による搬入出可能な動線を確保するほか、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に配慮し設置する。設置場所は、被害状況に応じて、関係機関と調整の上、設置場所を決定する。	

地区集積所の管理運営

区が設置した地区集積所は、原則として区が管理を行う。必要に応じて、民間委託も検討する。地区集積所で受け入れる災害廃棄物は、区内で発生した災害廃棄物のうち、一部損壊家屋（半壊以下）の家財道具などの片付けごみとする。被災者が自ら地区集積所まで運搬し、可燃系混合物、不燃系混合物、畳、布団、廃家電、危険物、処理困難物等に分別することを基本とする。受付に管理人を配置し、管理人が分別場所へ運ぶ、または、管理人がチェック及び誘導・監視を行って、被災者が搬入する。なお、地区集積所では生活ごみの受入れは行わない。

（４）有害物質の処理（発災１日目以降～）

担当	災対環境部（環境保全隊）
----	--------------

有害物質取扱施設や危険物取扱施設が被災し、有害物質等の漏洩がある場合は、事業者が応急措置を行いその後適切な処理が行われる。ただし、二次災害の発生の恐れが切迫している場合には、東京消防庁等の機関による中和処理等の応急措置が実施される。事業者が自ら処理を行えない場合等で区が処理作業を担う必要がある場合は、応急措置が完了し安全が確保されてから、作業を実施する。

ア）被災した有害物質取扱施設における有害物質の処理責任

有害物質の取扱事業者は、都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例または毒物及び劇物取締法等の関係法令により、緊急時の応急措置が義務付けられているため、基本的には事業者の責任において適切に処理を行う。止むを得ない事情により事業者が自ら処理をすることができない場合には、事業者（被災等により事業者の意思が確認できない場合は、遺族や破産管財人等）の意思を確認したうえで区が有害物質の処理を行う。

区が有害物質の処理を行う場合は、災対環境部（環境保全隊）は、災対保健衛生部や消防署とも連携を図り、その事業者が平常時処理をしているルートを使用し処理を行うことを原則とする。

事業者が平常時処理をしているルートが使用できない場合は、災対環境部（環境保全隊）は、東京都産業廃棄物協会に廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物処分業者を照会し、有害物質の処理ができる業者を選定する。処分業者が産業廃棄物の収集運搬業の許可を有していない場合は、適正な廃棄物処理を確保するために処分業者が通常使用している産業廃棄物の収集運搬業者を使用することが望ましい。

イ) がれき処理における有害物質に対する留意事項

倒壊建物のがれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体に際しては、災対建築部（第三建築隊）及び災対環境部は、当該建物の建築年及び建物内の有害物質や危険物の有無について、所有者より聞き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣住民や災対総務部、災対救護部、管轄する消防署より、情報収集をする。

当該建物内に有害物質や危険物の存在が確認された場合は、請負業者に対して、詳細な有害物質または危険物の状況を情報提供し、二次災害防止対策を的確に行う。

倒壊建物のがれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体において、当該建物内に石綿やP C B等の有害物質や医薬品等がある場合は、災対建築部及び災対環境部は、災対保健衛生部と連携を図り適切な処理を行う。

ウ) 有害物質取扱施設のがれき処理における留意事項

有害物質取扱施設のがれき処理や倒壊の危険性のある施設の解体に際しては、災対建築部及び災対環境部は、取扱物質の種類、貯蔵量、状態等の状況について所有者より聞き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣住民や災対総務部、災対救護部、管轄する消防署より情報収集し、がれき処理作業における安全確保を図る。

がれき処理作業中における有害物質の漏洩等、緊急事態に備え、警察、消防、自衛隊との緊急連絡の手段を区（災対総務部、災対環境部、災対保健衛生部）は事前に確認しておく。

災対建築部及び災対環境部は、災対保健衛生部と連携を図るとともに、都環境局に報告し有害物質対策について技術的な指導助言を受けてがれき処理を進める。

都内の廃棄物処分業者で処理ができない場合は、都環境局に都外の適切な有害物質の処分業者の情報提供を求める。

区は、がれき処理業者に対しては、詳細な有害物質の状況を明示するとともに、都環境局の指導助言の内容、有害物質処分業者との連携等、情報提供と二次災害防止対策を的確に行う。

エ) 近隣住民の安全確保・広報

近隣住民の安全確保は、災対保健衛生部と連携を図るとともに都環境局の指導及び警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て行う必要がある。

近隣住民への広報は、不要な混乱を招かぬよう、災対総務部と連携を図り、適切な時期に行う。

(5) がれき発生量推計、処理能力把握(発災3日目以降～3週間程度)

担当	災対環境部(清掃隊)
----	------------

がれき発生量の推計

災対環境部(処理計画・調整班)は、実際の被害棟数に基づき、がれき発生量を推計する。がれき発生量の推計は、災害廃棄物処理実施計画の策定に当たり重要であるため、できるだけ早期に正確に行う。なお、被害棟数等の把握に当たっては、建物被害調査や災証明発行を行う、災対建築部(第一建築隊)や災対総務部(総務隊状況調査班)と連携を図る。

災害発生直後において全壊・半壊・焼失ごとの被害棟数を調査し、把握することは困難であることが予測されることから、全壊・半壊・焼失とみられる概ねの全体棟数から推計する。時間経過とともに災台帳の作成によって、全壊・半壊・焼失の内訳が明らかになった場合は、それぞれの被害棟数からがれきを推計する。

発災後概ね3週間程度を目途に発生量の推計が出せるように努める。がれき発生量の推計結果は、特別区初動本部(設置後は特別区対策本部)及び都へ報告する。

災害がれき処理能力の把握

災害がれきの処理は、清掃一組処理施設及び民間処理施設において、特別区が連携して処理を実施する。清掃一組処理施設の処理能力については特別区初動本部(設置後は特別区対策本部)が、民間処理施設については都環境局がそれぞれとりまとめ、情報の共有化を図る。

(6) がれき処理基本方針策定 (発災 3 日目以降 ~ 2 週間程度)

担当	災対環境部 (清掃隊)
災対環境部 (清掃隊) は、がれき処理基本方針を策定する。がれき処理基本方針に定める事項は以下のとおりとする。がれき処理基本方針を作成し次第、都環境局及び特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) に提出する。 処理方針策定の目的 区内の被害状況 予想される処理対象がれき量 (総発生量、種類別がれき量) がれき処理の考え方 (優先順位、一次仮置場の開設、処理期間) 自区内処理・広域処理の方針 運搬手段 再資源化 分別方法 処理業者の選定 排出先 健康及び環境配慮 経費の節減 がれき処理実施計画の策定 特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) との連携	

(7) 一次仮置場の設置 (発災 3 日目以降 ~ 3 年以内)

担当	災対環境部 (清掃隊)、災対建設部
----	---------------------

ア) 一次仮置場の設置

区は、救助活動等により発生した応急集積場所で収集したがれき (保管義務のあるものを含む。)、地区集積所で収集した片付けごみのうち焼却処理が困難なごみやがれき、被災住宅から発生したがれきや公費解体等によって発生したがれきを集積、一次保管し、適正処理のための粗分別を一次仮置場で処理する。発災後、区地域防災計画に候補地として定める第一仮置場から第三仮置場の中から、速やかに一次仮置場を決定する。

区分	候補地	所在地
第一仮置場	錦糸公園	錦糸 4 - 15 - 1
第二仮置場	荒川四ツ木橋緑地	八広 6 東墨田 2 ・ 3
	白鬚東地区	堤通 2
	両国地区	横網
第三仮置場	荒川四ツ木橋緑地	墨田 4 ・ 5

イ) 一次仮置場の管理運営

一次仮置場の管理・運営は、専門的な業務が中心となり、区単独では設置・管理・運営を行うことは難しいため、区（災対環境部）は、設置・管理・運営を事業者へ委託することを前提とする。区の役割は、一次仮置場の運営業務全般の指揮、適切な業務執行の監督、有価物の売却、がれき処理の進捗管理とする。車両管理については、東日本大震災における各被災地での車両管理方法を参考に、効率的な運用を行う。また区は、一次仮置場における環境モニタリング、衛生管理、火災予防対策、粉じんの飛散防止対策、水質汚濁・地下水・土壤汚染防止対策、石綿（アスベスト）対策を実施する。さらに、災害廃棄物の処理に係る事業者と協力し、区民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努める。

ウ) 分別基準（特別区共通）

一次仮置場での災害廃棄物の受入れは以下のとおりとする。なお、受付に管理人を配置する。管理人が搬入物のチェックを実施し、誘導・監視のもとに搬入する。

【一次仮置場に十分な面積を確保できる場合】

可燃物（量は別にする。） 木くず、 不燃物、 金属くず
コンクリートくず、 アスファルトくず、 家電、自動車
危険物、有害廃棄物（種類ごと分別） 上記 ～ に分別困難な混合物

【一次仮置場に十分な面積を確保できない場合】

現場から搬出する時点で分別し、(A)一次仮置場は可燃物と木くず、(B)一次仮置場は不燃物と金属くずのように、一次仮置場ごと廃棄物の種類を変

える方法も検討する。

現場で分別し、コンクリートくずや金属くずを現場に残し危険物や可燃性の物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

【一次仮置場がほとんど確保できない場合】

現場で分別し、直接二次仮置場へ搬入する。

エ) 留意事項

- ・ 置は発酵し発火する危険があるため、速やかに破砕し焼却処理を行う必要がある。
- ・ 木くずや可燃物は火災防止の観点から高さ 5m 以上に積み上げない。
- ・ 火災発生時の延焼防止のため、がれきの堆積物同士の距離を 2m 以上設ける。
- ・ ガス抜きのための多孔管の設置
- ・ 自動車、バイク等から発生する鉛蓄電池は火災発生の原因となるため、がれきの山から取り除き、重機で踏み潰さないように注意を払う。
- ・ 一次仮置場からの処理の優先順位は、 廃置等の腐敗性がれき 木くず等の可燃物 コンクリートがら等の不燃物の順とする。
- ・ 平常時において専門業者が処理をしている家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン、自動車、危険物、有害廃棄物、消火器、プロパンガスボンベ等については、一次仮置場から専門の処理ルートにより処理し、二次仮置場へは搬入しない。
- ・ 土砂専用の仮置場の設置や土壌調査については、事前に災対建設部と協議を行っておく。

(8) 公費解体範囲決定 (発災 3 日目以降 ~ 3 か月以内)

担当	災対環境部 (清掃隊管理庶務班)
----	--------------------

区は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき、倒壊の危険性の高い被災住宅等の公費解体の範囲について決定する。

東日本大震災の際には、平成 23 年 3 月 25 日付で被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知として、損壊家屋に対する解体・撤去の方針が示されている。

倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず、承諾がなくても撤去することができる。

一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。

建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時または別途保管し所有者等引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

【作業・処理フロー】

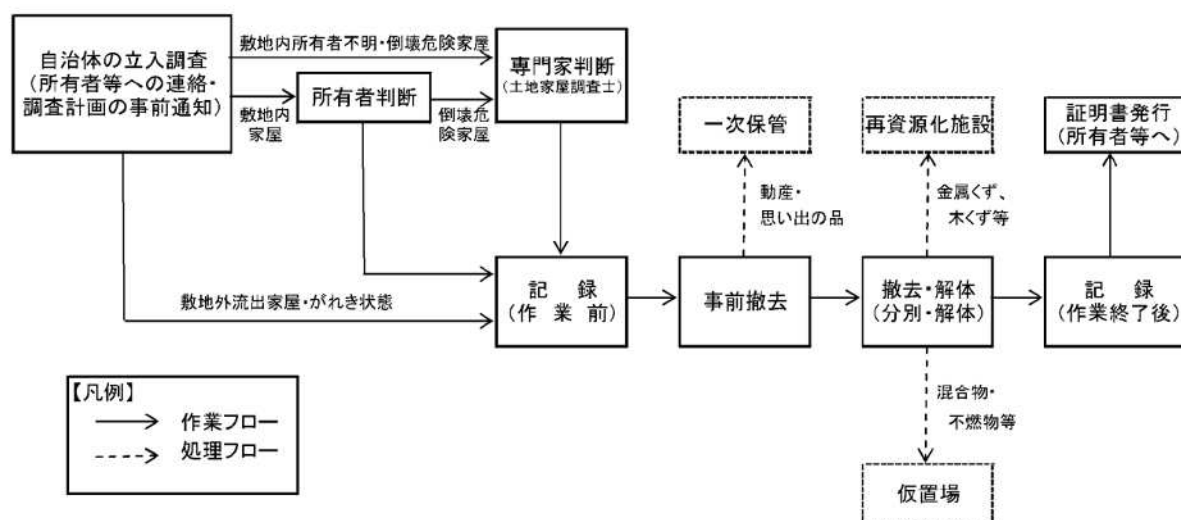


図 8 公費解体およびがれきの処理フロー

(出典：環境省災害廃棄物対策指針技術資料)

(9) 貴重品・思い出の品等の取扱い(発災 3 日目以降～3 週間程度)

担当	災対環境部(清掃隊処理作業班)
----	-----------------

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合に、所有者や相続人等の立会いが得られない場合も想定されるため、思い出の品や貴重品を取扱う必要がある。思い出の品(アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等)や貴重品(金庫、財布、通帳、印鑑、キャッシュカード、貴金属等)について取扱う範囲を定め、適切に収集・保管・管理を行う。本人確認や相続人であることを確認した上で返却を行うなど、取扱いに留意する。

(1 0) 都への応援要請 (運搬車両)(発災 3 日目以降 ~ 1 週間程度)

担当	災対環境部 (清掃隊管理庶務班)
区が締結している協定先等だけではがれきの運搬車両および一次仮置場等を使用する重機を確保できない場合は、都へ支援を要請する。なお、要請の必要がない場合もその旨を特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) を通じて都へ連絡する。要請に当たっては、がれき処理作業全般で必要となる運搬車両等の種類及び台数と支援を必要とする期間について、数量の算定根拠並びに区において確保済みの車両等の種類及び台数、期間を明らかにしたうえで要請する。	

3 し尿処理

(1) 被害状況の収集及び共有 (発災直後 ~ 1 週間程度)

担当	災対総務部 (総務隊企画情報班) 災対建設部 (庶務隊調査班、第二工務隊) 災対環境部 (環境保全隊、清掃隊管理庶務班)
----	--

区内の被害状況

災対総務部 (総務隊企画情報班) は、災対各部及び都災対本部情報等を通じて、道路の被害、障害物等の状況を把握する。

道路、公共土木施設等の被害状況

災対建設部 (庶務隊調査班) は、道路等を調査、集約し、被害状況を災対総務部総務隊企画情報班に報告する。

し尿処理施設等の被害状況

災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) 等を通じて、清掃一組管理施設の被災状況、民間処理施設の被害状況、稼働状況を把握する。

災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、都下水道事務所、水再生センターとの連絡体制を確保し、下水道の被災状況について相互に共有する。

協力機関等の被害状況

災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、協定締結機関等を通じて、運搬車両等提供先の被災状況を把握する。

初動対応の状況

災対環境部 (環境保全隊) は、災害対策本部を通じて、道路啓開作業の進捗状況を把握する。

(2) 避難所開設状況把握 (発災直後 ~ 1 週間程度)

担当	災対総務部、災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班)
----	-----------------------------

災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班) は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、避難所におけるライフラインの被害状況、仮設トイレの設置状況を把握する。

(3) 仮設トイレ等の確保 (発災直後 ~ 1 か月程度)

担当	災対救護部、災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班)
----	-----------------------------

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水 (プール、災害用井戸、貯水槽等) を確保できるときは、水洗トイレを利用することができる。

しかし、下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点からも直ちに水洗トイレの使用を控え、簡易トイレや携帯トイレを始め、便槽型仮設トイレを使用する。区は、避難者 75 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努めるものとし、避難所における災害用トイレ使用の優先順位は次のとおりとする。

順位	種別	条件等
1	施設トイレ（通常使用）	上下水道が使用可能
2	携帯トイレ（排便収納袋使用）	上下水道が使用不可
3	簡易トイレ（排便収納袋使用）	上下水道が使用不可
4	マンホールトイレ	マンホールの隆起等がないこと
5	便槽型仮設トイレ等	1～4の対応で不足する場合

携帯トイレの使用

各家庭や事業所において、上下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者・区民はあらかじめ備蓄している携帯トイレを使用する。避難所においても同様に、上下水道が使用不可の場合、携帯トイレを使用する。

携帯トイレとは、持ち運び可能で、ビニール袋を洋式便器等にセットし、排泄後吸水ポリマー等で固形化するタイプの物



簡易トイレの使用

区（災対救護部（各収容隊））は、あらかじめ避難所や地域の備蓄倉庫で保管している簡易トイレを必要に応じて活用し、衛生環境を確保する。

簡易トイレとは、組み立て式の便器でビニール袋をセットし、排泄後吸水ポリマー等で固形化するタイプの物



簡易トイレ及び携帯トイレの排出時の留意点

区（災対環境部（清掃隊調査指導班））は、以下に示す、簡易トイレ及び携帯トイレの排出時の留意事項について、発災後速やかに周知する。区民は、留意事項に基づき、衛生環境の確保及び適正な排出を行う。

- ・衛生上の観点から携帯トイレ等を排出する際にはビニール袋を二重にし、口を固く縛って排出する。
- ・ビニール袋の破損を防ぐため、袋内の空気をできるだけ除いてから排出する。
- ・燃焼をしやすいするため、ビニール袋内には新聞紙等の可燃物を混入して排出する。
- ・尿については可能な限りポリタンク等の容器で保管し、各事業所の下水道復旧後に各事業所のトイレに排水する。
- ・下水道の障害が長期にわたる場合は、ポリタンク等の容器で保管させた尿を区（災対環境部（清掃隊処理作業班））が収集し、指定されたマンホールへ搬入する。収集及び搬入作業にあたる作業員の安全衛生に配慮する。

マンホールトイレの活用

下水道が活用できる場合は、必要に応じて避難場所、避難所等に設置しているマンホールトイレを設置する。設置に当たっては、区（災対環境部（清掃隊管理庶務班））は、都下水道局へ利用開始の連絡を行う。ただし、緊急時に連絡することができない場合は、事後に速やかに連絡を行う。

マンホールトイレの設置・撤去に伴うマンホール蓋の開閉作業は、避難所内及びその周辺のマンホールトイレについては、拠点会議本部と協力して、避難所管理運営委員会にて設置を行う。避難場所等については、災対本部の要請に基づき、災対各部及び自主防災組織が連携して設置する。また、マンホール蓋の開閉時及びマンホールトイレ使用時の安全確保に努める。トイレ用水は、学校等のプール、受水槽、非常災害用井戸等を活用する。

マンホールトイレの使用に当たり管路の閉塞等により不具合が生じた場合には、直ちに使用を中止し、都下水道局東部第一下水道事務所へ連絡する。

マンホールトイレとは、組み立て式のトイレブースと便器のセットで、便器を屋外の下水道マンホールの上に設置し、下水道へ直接排泄するタイプの物



便槽型仮設トイレ等の設置

区（災対救護部（各収容隊））は、あらかじめ避難所や地域の備蓄倉庫で保管している便槽付仮設トイレ等を必要に応じて設置し、衛生環境を確保する。トイレ用水は、学校等のプール、受水槽、非常災害用井戸等を活用する。

設置した場合は、災害対策本部へ設置箇所及び設置数を報告する。

便槽型仮設トイレとは、組み立て式のトイレブースと便器のセットで、排泄物を便槽に貯留するタイプの物



（４）し尿収集処理実施計画（発災１日後～３日以内）

担当	災対環境部（清掃隊処理計画・調整班）
----	--------------------

区（災対環境部）は、し尿処理実施計画を作成する。項目は以下のとおりとする。

し尿発生量の推計

必要となる資機材の量の推計

確保可能な資機材の量の把握

都へ応援要請する資機材の量の確定

収集計画の決定

（５）収集運搬体制確立、協定先への要請（発災１日後～３日後程度）

担当	災対環境部（清掃隊処理計画・調整班）
----	--------------------

区（災対環境部）は、協定締結機関との連絡手段を確保し、し尿収集・運搬等に関する協力要請を行う。協力機関から提供を受ける運搬車両等の活動車両に使用する燃料は、区が確保する。災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。

(6) 都への応援要請 (発災 3 日後 ~ 1 か月程度)

担当	災対環境部 (清掃隊管理庶務班)
区内のし尿処理は、下水道が整備されているため、下水道管へ直接処理 (投入) を原則とする。区 (災対環境部) は、下水道管への直接処理ができない場合かつ区が締結している協定先等からの調達だけでは運搬車両等が確保できない場合のみ、都へ応援要請を行う。バキューム車及び携帯トイレ回収車両の場合は都 (環境局) へ、便槽型仮設トイレ及びトイレットペーパー等の場合 (救援物資の調達) は、区災対本部を通じて都災対本部へ要請する。なお、要請の必要がない場合も、その旨を都へ報告する。 要請の内容は以下のとおりとする。 バキューム車の支援 (1 日の必要台数及び支援期間) 携帯トイレ等回収車両の支援 (1 日の必要台数及び支援期間) 便槽型仮設トイレの支援 (必要基数及び支援期間) トイレットペーパー等消耗品の支援 (必要な量)	

(7) 処理施設稼働状況の把握 (発災 3 日目以降 ~ 1 か月後程度)

担当	災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班、処理作業班)
清掃作業所の稼働状況 区 (災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班)) は、必要に応じて、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) から、品川清掃作業所の稼働状況等 (搬入可能日と時間、搬入可能なし尿の量、搬入に当たっての留意事項等) について情報を収集する。 民間し尿処理施設の稼働状況 区 (災対環境部) は、必要に応じて、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) から、民間のし尿処理施設の稼働状況等 (搬入可能日と時間、搬入可能なし尿の量、搬入に当たっての留意事項等) について情報を収集する。 清掃工場の稼働状況 区 (災対環境部) は、必要に応じて、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) から、清掃工場の稼働状況等 (工場別搬入可能日と時間、工場別搬入可能なし尿の量、搬入に当たっての留意事項等) について情報を収集する。	

(8) し尿の汲み取り搬入 (発災 3 日目以降 ~ 1 か月後程度)

担当	災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班) 下水道局東部第一下水道事務所
----	--------------------------------------

し尿収集処理計画の策定

計画の策定に当たっては、下水道施設での処理を優先し、品川清掃作業所及び民間処理施設の利用については、その方が作業効率が良いと判断された場合のみとする。

し尿の搬入先

区 (災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班)) は、災害時に避難所等から発生するし尿を指定マンホールに搬入する場合、事前に都下水道局 (下水道事務所) に、指定マンホールの位置、番号、継続搬入の有無を連絡する。事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡する。すべての搬入処理が終了した後は、日別・月別にし尿搬入量を報告する (1 回のみ報告)。指定マンホールへし尿を搬入する場合、そのマンホール蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。指定マンホールの管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局 (下水道事務所) に連絡する。

また、区 (災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班)) は、災害時に避難所等から発生するし尿を水再生センターに搬入する場合、事前に都下水道局 (水再生センター) に、搬入日ごとにその日の搬入予定量を投入前に連絡する。事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡する。すべての搬入処理が終了した後は、日別・月別にし尿搬入量を報告する (1 回のみ報告)。水再生センターへし尿を搬入する場合、そのマンホール蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。水再生センターの管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに都下水道局 (水再生センター) に連絡する。

災害用トイレ種別	し尿の収集	搬入先
携帯トイレ	区 (可燃ごみ)	清掃工場
簡易トイレ	区 (可燃ごみ)	清掃工場
マンホールトイレ	し尿収集運搬委託 (バキューム車)	水再生センター等の下水処理施設
仮設便槽型トイレ	し尿収集運搬委託 (バキューム車)	主要管きょ指定マンホール、水再生センター等の下水処理施設

(9) 携帯トイレ等収集運搬 (発災 3 日目以降 ~ 1 か月後程度)

担当	災対環境部 (清掃隊処理作業班)
清掃一組施設へ搬入する場合 区 (災対環境部 (清掃隊処理作業班)) は、災害時に避難所等から発生する携帯トイレ等の汚物を収集し、清掃一組施設へ搬入する場合、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量 (日量) を連絡する。区 (災対環境部 (清掃隊処理作業班)) は、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) に指定された搬入先に、指定された搬入量を搬入する。 収集運搬に当たっての留意点 運搬に使用する車両はダンプ車を使用する。携帯用トイレ等の積み込み、荷降ろしに当たっては、作業員の安全・衛生面に配慮した方法で行う。収集に当たっては、他のごみと分別し携帯トイレ等のみを収集する。他のごみと区別するため車両のダッシュボード上にごみ種別及び区名を表示する。 事業所から排出される携帯トイレ等の取扱い 区は、事業所から排出される携帯トイレ等について、廃棄物処理手数料の徴収の有無を含め、収集運搬することを検討する。	

4 ごみ処理

(1) 被害状況の収集及び共有 (発災直後 ~ 1 週間程度)

担当	災対総務部 (総務隊企画情報班) 災対建設部 (庶務隊調査班、第二工務隊) 災対環境部 (環境保全隊、清掃隊管理庶務班、処理作業班)
----	--

区内の被害状況

災対総務部 (総務隊企画情報班) は、災対各部及び都災対本部情報等を通じて、道路の被害、障害物等の状況を把握する。

処理施設等の被害状況

災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) 等を通じて、清掃一組管理施設の被災状況、民間処理施設の被害状況、稼働状況を把握する。

災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、所管施設及び墨田清掃工場周辺の道路被災状況等を把握する。

ごみ集積所の被害状況

災対環境部 (清掃隊処理作業班) は、ごみ集積所の掲示等の被害状況を把握する。

運搬車両の被害状況

災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、区直営の運搬車両や区契約に係る雇上業者車両の被害状況を把握し、活用可能な運搬車両の台数を把握する。

初動対応の状況

災対環境部 (環境保全隊) は、災害対策本部を通じて、道路啓開作業の進捗状況を把握する。

(2) 避難所開設状況の把握 (発災直後 ~ 1 週間程度)

担当	災対総務部 (総務隊企画情報班) 災対環境部 (環境保全隊、清掃隊管理庶務班)
----	---

災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、避難所におけるライフラインの被害状況、ごみ置場の設置場所、緊急医療救護所の設置状況を把握する。なお、緊急医療救護所から排出される医療廃棄物、また避難者から排出される注射針等の医療廃棄物がある場合は、庁内で調整・協議の上処理方法を決定する。

(3) ごみ収集作業計画 (発災 2 日目以降 ~ 1 週間程度)

担当	災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班)
作業計画の作成 災対環境部 (清掃隊処理計画・調整班) は、災害時のごみ発生量の推計結果と、避難所や地区集積所等での収集運搬を考慮した上で必要な車両や人員等を算定し、平常時の収集作業計画をベースにして、災害時のごみ処理作業計画を作成する。 留意事項 ・収集するごみの優先順位が決まっていない場合は、決定する。 ・臨時的な対応の内容及び臨時的対応の継続期間 (臨時の集積所の設置、収集頻度の変更、収集時間の変更等) が決まっていない場合は検討する。 ・道路状況等により通常の集積所に収集車両が入れない場合の対応を検討する。 ・避難所でのごみの排出方法と集積場所が決まっていない場合は検討する。 ・動物死体の取扱方法を定める。 ・作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平常時よりも長時間かかることも想定して夜間作業等も含め計画を作成する。 ・日々の収集状況を踏まえて作業計画は柔軟に見直しを行う。原則、日々更新する。	

(4) 収集運搬体制の確立 (特別区連携) (発災半日後 ~ 1 か月後程度)

担当	災対環境部 (清掃隊管理庶務班)
直営車両及び雇上車両を確保しても、なお必要な清掃車両の確保ができない場合は、区は、清掃協議会に対して協定締結先の車両の応援要請を行う。清掃協議会より、応援の可否、車種別台数、作業員数、応援期間について連絡を受けた場合は、応援を受け入れる。なお、応援車両に使用する燃料は、区が確保する。また、災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が禁止されるため、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。	

(5) 収集運搬の開始 (発災 3 日目以降 ~ 1 か月後程度)

担当	災対環境部 (清掃隊処理作業班)
清掃工場への搬入調整 災対環境部 (清掃隊処理作業班) は、災害時に避難所等から発生する生活ごみ等を収集し、清掃一組施設へ搬入する場合、清掃一組担当課に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量 (日量) を連絡する。区 (災対環境部 (清掃隊処理作業班)) は、清掃一組担当課に指定された搬入先工場に、指定された搬入量を搬入する。民間の焼却施設を指定される場合もある。 収集運搬の開始 家庭ごみについては、災害時のごみ処理実施計画及び清掃工場への搬入調整に基づき、収集運搬を行う。事業系ごみについては、基本的には排出事業者の責任において、一般廃棄物収集運搬業者に委託し清掃工場へ搬入するが、状況により区においても収集運搬を行う等柔軟な対応を検討する。 また、腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、区による収集も併せて行う。	

(6) 都への応援要請 (発災 3 日目以降 ~ 1 か月程度)

担当	災対環境部 (清掃隊管理庶務班)
区は、直営車両、雇上車両及び清掃協議会の協定締結先からの支援車両だけでは、必要とするごみの運搬車両を確保できない場合は、都へ広域支援の要請を行う。支援を必要とする運搬車両の種類と台数及び支援を必要とする期間を、特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) から、都に連絡する。要請がない場合もその旨を特別区初動本部 (設置後は特別区対策本部) を通じ都へ連絡する。	

5 区民やボランティアへの周知

(1) 区民やボランティアへの周知 (発災後 1 日後 ~)

担当	災対総務部 (広報隊) 災対環境部 (清掃隊管理庶務班)
----	----------------------------------

災害廃棄物の適正処理を行うには、区民やボランティアの協力が欠かせない。そのため、区 (災対環境部) は、区民が排出者である一方で、被災者でもあるという視点を忘れずに、丁寧でわかりやすい広報に努める。さらに、ボランティアを受け入れる区民の手続方法や、ボランティアに対しての広報を行う。

【初動期の広報の内容 (例)】

- ・ 災害廃棄物の収集方法 (資源・ごみ集積所回収や戸別収集、仮置場への搬入)
 - 災害時の一般世帯 (り災世帯以外) における生活ごみ等の収集・排出方法
 - 災害時のり災世帯の排出する生活ごみ等の収集・排出方法
 - 避難所における避難所ごみの収集方法
 - 災害時のし尿収集方法
 - 一部損壊家屋の片付けごみの排出
- ・ 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法
- ・ 分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・ 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB 含有機器等の有害廃棄物の取扱方法
- ・ 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
- ・ 便乗ごみの排出禁止
- ・ 家電製品 (エアコン、テレビ (ブラウン管、液晶・プラズマ) 、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) の排出方法
- ・ ごみ出しが困難な障害者、高齢者への支援方法
- ・ 最新情報の入手方法
- ・ 公費解体に関する手続方法
- ・ 災害廃棄物に関する問合せ先
- ・ ボランティアを受け入れる区民の手続方法
- ・ ボランティアに対する広報
 - 作業場所、作業内容、心構え、必要な持ち物、装備
 - 保険の加入、危険物の取扱い、健康や安全管理等上の注意事項
 - 分別方法や搬出方法、搬出先、保管方法等

【周知方法 (例)】

- ・ チラシの作成、配布
- ・ 区報・HP の利用
- ・ マスコミの利用
- ・ 避難所での広報
- ・ 町会・自治会への周知

6 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

(1) 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携（発災 1 週間～）

担当	災対環境部（清掃隊管理庶務班）
特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に行うため、特別区対策本部が設置された場合には、災対環境部（清掃隊管理庶務班）は、必要な職員を派遣する。特別区対策本部が設置された場合、特別区初動本部は解散し、以後は自動的に対策本部内に吸収される。また被害状況により初動本部の必要がなくなった場合は、初動本部を解散する。特別区対策本部の役割は以下のとおりである。 ・ 災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。 ・ 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。 ・ 車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。 ・ 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。 ・ 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。 ・ 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。 ・ その他、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。	

7 災害廃棄物処理実施計画の作成

(1) 災害廃棄物処理実施計画 (発災後 1 週間 ~ 1 か月以内)

担当	災対環境部 (清掃隊管理庶務班)
災対環境部 (清掃隊管理庶務班) は、本計画に基づき、災害廃棄物処理実施計画を策定する。災害廃棄物処理実施計画に定める事項は以下のとおりとする。災害廃棄物処理実施計画を作成し次第、都環境局及び特別区対策本部に提出する。 計画の基本的事項 1 . 実施計画策定の目的 2 . 計画の位置付け 3 . 役割分担 4 . 基本方針 5 . 被災状況及び処理見込量 6 . 分別及び処理方法 7 . 処理期間 処理計画 1 . 集積計画 (応急集積場所、地区集積所、一次仮置場の設置) 2 . 運搬計画 3 . 受入基準 4 . 作業計画 実施スケジュール 計画の見直し	

第3節 応急期

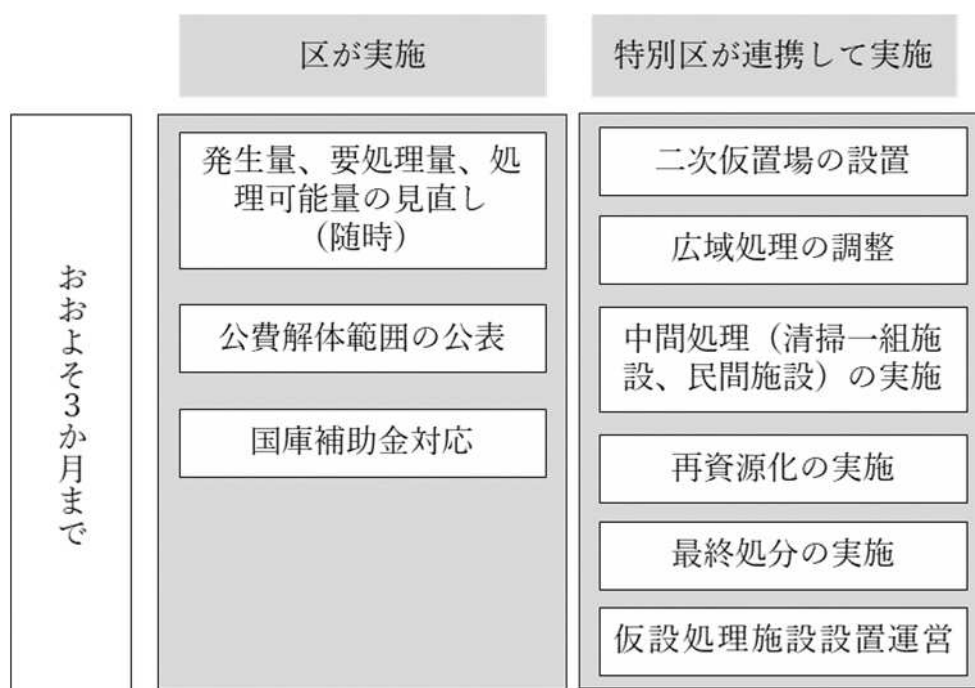


図9 応急期の対応

1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（随時）

（1）発生量、要処理量、処理可能量の見直し（発災1か月～3か月）

担当	災対環境部（清掃隊処理計画・調整班）
災対環境部（清掃隊処理計画・調整班）は、発生量を基に、現時点で処理しなければならない災害廃棄物量を要処理量として逐次把握する。また、各仮置場への搬入状況を踏まえ、随時、発生量及び要処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込時期や稼働状況を踏まえ、処理可能量を見直す必要がある。要処理量に対して、処理方針で定めた処理期間で処理するに当たって、処理可能量が不足する場合は、さらなる処理施設の確保や広域処理の調整を特別区対策本部へ要請する。	

2 公費解体範囲の公表

（1）公費解体範囲の公表（発災1か月～3か月以内）

担当	災対総務部、災対環境部（清掃隊処理計画・調整班）
災対総務部及び災対環境部（清掃隊処理計画・調整班）は、決定した公費解体の範囲を公表し、公費解体実施に必要な専門家、解体業者等との契約を進めるなど、必要な準備を行う。	

3 国庫補助金対応

(1) 国庫補助金対応(発災1か月～3年以内)

担当	災対総務部、災対環境部(清掃隊処理計画・調整班)
----	--------------------------

災対環境部(清掃隊処理計画・調整班)は、被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害報告書(発災後2か月程度)を作成し、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧費補助金()の申請を行う。災害報告書の作成は、環境省が作成した「災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)」に記載された様式に従って作成する。災害報告書に基づき、災害査定を受検(実施時期は特に定めはない)し、災害査定の結果に基づき決定された補助限度額に従って交付申請を行う。

災害の規模等によっては、公費による解体が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とならないことがある。

被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみ、簡易トイレ及び携帯トイレの汚物は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

4 特別区で連携した処理

(1) 二次仮置場の設置(発災3週間後～3年程度)

担当	災対総務部、災対環境部(清掃隊処理作業班)、特別区対策本部
----	-------------------------------

二次仮置場の設置、運営は特別区全体で行い、実務は特別区対策本部が行う。二次仮置場から処理施設、広域処理の積み出し施設等までがれきを運搬する車両の確保、管理は特別区対策本部において行う。二次仮置場の早期設置や中間処理、資源化、最終処分等の出口対策をできるだけ迅速に行い、早期の復旧・復興に繋げる。

(2) 二次仮置場等への搬出(発災3週間後～3年程度)

担当	災対総務部、災対環境部(清掃隊処理作業班)、特別区対策本部
----	-------------------------------

区は、特別区対策本部の搬入調整に基づき、一次仮置場等で粗分別したがれきを、順次二次仮置場に搬送する。なお、搬送方法については二次仮置場で使用している運搬車両を使用し、一次仮置場へ取りに行く等、その時点で効率的な方法により柔軟に行う必要がある。中間処理を行うため、二次仮置場への搬出を行う。

(3) 広域処理の調整 (発災 3 週間後 ~)

担当	災対環境部 (清掃隊管理庶務班) 特別区対策本部
がれき処理は可能な限り特別区内で処理することを原則とするが、仮設処理施設の整備等の処理体制が整うまでの間は、速やかながれき処理を進めるため、都とも連携し広域処理を念頭においた処理計画を立てる。広域処理を行うに当たっての、受入先自治体との調整等広域処理に関する事務処理は、地方自治法に基づき都に事務委託して行う。広域処理を行う場合には区単独で行うのではなく、特別区内から発生するがれきを一体として行う。 広域処理調整にかかる要請の手続 特別区対策本部での検討結果を踏まえ、広域処理の調整が必要との判断に至った場合には、区長会において審議する。区長会の判断に基づき、区は協議書及び規約を作成し、都と事務委託の協議を行う。規約は区長の専決処分による対応が可能である。区長の専決処分で規約を定めて都に事務委託の協議を行った場合は、後日議会に報告し承認を得る。都の手続が完了し災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日以降から事務委託が開始される。区からの委託要望は別途協議の追加により対応することが可能である。	

(4) 中間処理 (清掃一組施設、民間施設) の実施 (発災 3 週間後 ~)

担当	災対環境部 (清掃隊処理作業班) 特別区対策本部
中間処理施設へのがれきの搬入調整は特別区対策本部において決定、指示を行う。災対環境部 (清掃隊処理作業班) は、特別区対策本部より指定された時点における一次仮置場に保管しているがれき重量を二次仮置場の分別基準ごとに報告する。重量の計測において、分別基準の品目ごとに台貫値が分かる場合にはその値とし、不明な場合にはがれきの体積の概算値を測定し、がれき単位容積重量から換算する。上記のうち、清掃一組の施設で処理する粗大ごみの重量を可燃系、不燃系ごとに、推計し、特別区対策本部に報告する。	

(5) 再資源化の実施 (発災 3 週間後 ~)

担当	災対環境部 (清掃隊処理作業班) 特別区対策本部
がれき処理に当たっては、埋立処分量削減のため可能な限り再資源化する。区または特別区対策本部は、民間処理施設で処理された資源化物を、できるだけ速やかに資源化物の引取り先業者に引き渡せるように業者の確保に努める。資源化物の引取先業者に引渡すまでの間は、処理業者の施設内で保管する。資源化物の引取先が決まらない等の理由で処理業者の施設内で保管可能な量を超えることにより、円滑ながれき処理に支障を生じる場合は、特別区対策本部は特別区内に資源化物一時保管場所を設置する。資源化物一時保管場所は、原則、二次仮置場に設置する。	

(6) 仮設処理施設の設置運営 (発災 3 週間後 ~)

担当	災対環境部 (清掃隊処理作業班) 特別区対策本部
特別区対策本部において、特別区内における既存の廃棄物処理施設のみでは、がれき処理の終了目標期限までに処理を終了することが困難であるとの判断に至った場合には、区長会に対して、特別区全体としての速やかな仮設処理施設の整備についての審議を求めることとし、目標期限までに処理が終了するよう努める。 二次仮置場には、原則として仮設破砕機及び仮設選別機を設置する。また、必要に応じて仮設焼却炉を設置する。二次仮置場に仮設焼却炉を設置することが、環境及び技術的な理由等により困難な場合には、特別区対策本部は都等とも協議し、二次仮置場以外の土地に仮設焼却炉を整備する。	

第4節 復旧期（おおよそ3年まで）

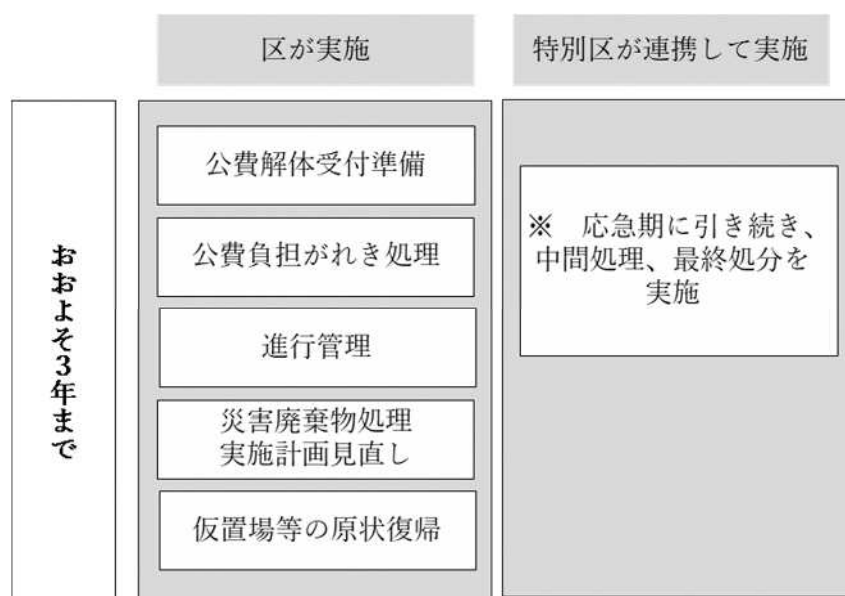


図 10 復旧期の対応

1 公費解体受付準備

担当	災対環境部（清掃隊調査指導班）
区は、公費解体に伴うがれき処理の申請・相談窓口を設置し、受付準備を行う。受付に当たっては、申請手順等について明らかにし、区民に周知する。周知する内容は、解体申請を受け付ける期間及び解体申請から決定、撤去の実施までの手続、申請及び決定通知等に関する様式、申請に必要な添付書類とする。	

2 公費負担がれき処理

担当	災対環境部（清掃隊調査指導班）
区は、発災の状況に応じて示される国の方針に基づき決定した範囲を踏まえ、倒壊の危険性の高い被災住宅の除去や区民から要望のあった損壊家屋の解体撤去を実施する。区は、立ち入り調査を実施し、所有者及び権利関係を確認した上で、解体前作業（記録）を行う。不動産に関する知見を要する場合については、土地家屋調査士の協力を得る。区は、解体作業を解体業者に委託し、撤去や分別方法、運搬方法や運搬先を指示する。排出現場での分別をできる限り行い、順次、一次仮置場へ搬入する。特別区の指示があった場合は、二次仮置場へ直接搬入するなど効率的な解体を進める。解体作業後に解体の記録を作成し、所有者へ証明書を発行する。貴重品・思い出の品等は適切に保管し、所有者等に引き渡す機会を提供する。	

3 進行管理

担当	災対環境部（清掃隊処理作業班）
災対環境部(清掃隊処理作業班)は、災害廃棄物の処理状況、業務の達成状況、さらには人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行う。その際、短期的な目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。把握した情報は災害対策本部（または復興本部）へ報告するほか、特別区対策本部、都へ報告する。	

4 災害廃棄物処理実施計画見直し

担当	災対環境部（清掃隊管理庶務班）
災対環境部（清掃隊管理庶務班）は、以下の時期において災害廃棄物処理実施計画を見直す。災害廃棄物処理実施計画を見直した際は、都環境局及び特別区対策本部に提出する。 がれきの推計量を見直したとき 広域処理の受入れ見込み量を修正したとき 仮設処理施設が建設されたとき 仮設処理施設での処理見込み量を修正したとき 当初の計画に大きな変更が生じたとき	

5 仮置場の原状復帰

担当	災対環境部（清掃隊処理作業班）
災対環境部（清掃隊処理作業班）は、仮置場等を閉鎖した場合は、閉鎖した旨と閉鎖後に排出されたがれきの処理方法を区民に周知する。災対環境部（清掃隊処理作業班）は、仮置場等を閉鎖した場合は、土壌調査等の環境測定を実施し、安全性を確認する。	

6 特別区で連携した処理

担当	災対環境部（清掃隊管理庶務班） 特別区対策本部、都
応急期に引き続き、特別区及び都で連携し、中間処理及び最終処分を実施する。	

第3章 継続的な計画の見直し

第1節 教育・訓練計画

区は、発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、具体的な方法等を検討した上で、災害廃棄物処理に関する職員への教育・訓練を継続的に実施する。訓練は、関係機関の参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図る。また、都、特別区が主催する訓練には積極的に参加し、必要に応じて合同で実施する。教育・訓練実施後に本計画を検証し、必要に応じて本計画を見直す。

【区が実施する教育・訓練の内容】

- ・本計画の読み合わせ（毎年度当初）
- ・講習会（職員研修）
- ・情報収集訓練（体制や連絡先の見直し）
- ・図上訓練

第2節 処理計画の見直し

区は、本計画の実効性を高めるため、国の法令や指針、都の関連計画、特別区ガイドライン等を見直し状況、訓練や演習の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

【本計画の見直しタイミング】

- ・（仮称）特別区災害廃棄物処理計画が策定された場合
- ・関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改正された場合
- ・区地域防災計画や被害想定等が修正された場合
- ・災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- ・訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- ・その他本計画の見直しが必要と判断された場合

第3節 今後の取組

区は、本計画の実効性を高めるため、次の課題に取り組む。

【本計画に関すること】

- ・風水害を踏まえた本計画の見直し

【関係機関との連携強化に関すること】

- ・ 都、特別区との連携の強化
- ・ 処理体制の強化に向けた関係事業者との協定の締結や協定内容の見直し

【区民への周知に関すること】

- ・ 災害時の一般世帯（り災世帯以外）における生活ごみ等の排出方法
- ・ 災害時のり災世帯の排出する生活ごみ等の排出方法
- ・ 避難所における避難所ごみの排出方法
- ・ 災害時のし尿処理方法
- ・ 一部損壊家屋の片付けごみの排出方法
- ・ 公費解体に関する手続方法

【事業者への周知に関すること】

- ・ 事業者が取り組むべき災害廃棄物処理対策についての周知

【個別具体的対策の検討】

- ・ 道路啓開に関するがれき処理手順
- ・ 公費解体の手順や優先順位の検討
- ・ 地区集積所や一次仮置場に必要なおープンスペースの確保に関する国や都との事前調整
- ・ 地区集積所や一次仮置場の必要資機材、管理運営、原状復帰方法の事前検討

【図一覧】

図 1 墨田区災害廃棄物処理計画の位置付け	2
図 2 がれき処理の基本的な流れ	12
図 3 し尿処理の基本的な流れ	13
図 4 ごみ処理の基本的な流れ	14
図 5 災害廃棄物の標準処理フロー	15
図 6 一次仮置場レイアウト例	35
図 7 初動期（発災後 1 か月まで）の対応	40
図 8 公費解体およびがれきの処理フロー	50
図 9 応急期の対応	65
図 10 復旧期の対応	69

【参考資料】

- ・北区災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）
- ・特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成 27 年 3 月）
- ・東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）
- ・環境省大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月）
- ・墨田区地域防災計画（令和元年度修正）
- ・墨田区職員災害対策マニュアル（平成 30 年度修正）

墨田区災害廃棄物処理計画
令和２年６月作成

〔発行〕墨田区都市整備部環境担当すみだ清掃事務所
所在地 東京都墨田区業平五丁目６番２号
電 話 ０３（５６０８）６９２２